

官報号外

平成十二年三月十六日

○第一百四十七回 衆議院会議録 第十二号

平成十二年三月十六日(木曜日)

議事日程 第十号

平成十二年三月十六日

午後零時三十分開議

第一 過疎地域自立促進特別措置法案(地方行政委員長提出)

第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 環境衛生関係官業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

第七 养老士法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

第八 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 养老士法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

第十 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 养老士法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

第十四 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十五 养老士法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

第十六 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

旨説明及び質疑

○本日の会議に付した案件

日程第一 過疎地域自立促進特別措置法案(地方行政委員長提出)

日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 環境衛生関係官業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

日程第七 养老士法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

日程第八 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

午後零時二十三分開議
○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

これまでの間、過疎地域の公共施設等の整備は相当進んできましたが、若年者の流出などによる人口減少と著しい高齢化など、引き続き厳しい状況が続いております。

一方で、交流の拡大、情報通信の発達、価値観の多様化など地域を取り巻く環境の変化の中で、これらの過疎地域は、懐深い風格ある国土を形成するとともに、都市地域と相互に補完し合うことで、豊かな国民生活を実現するために重要な役割を担うことが期待されております。

このような見地から、人口の著しい減少により、地域社会の活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施し、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与するため、本案を提出した次第であります。

次に、本案の内容について御説明申し上げます。

まず第一に、過疎地域の要件であります。人

口要件と財政力要件を定め、これら二つの要件に該当する市町村の区域を過疎地域といたしております。

なお、過疎地域市町村の追加につきましては、平成十二年に実施される見込みの国勢調査の確定

人口により行うこととしております。

第二は、過疎地域自立促進対策を総合的かつ計画的に推進するため、都道府県が定める過疎地域自立促進方針に基づき、市町村及び都道府県はそれぞれ過疎地域自立促進計画を策定することとしております。

第三は、国の負担または補助の割合の特例、過

疎対策事業債の發行、都道府県による基幹的な市町村道等の代行整備、税制上の特例等の特別措置を講ずることとしております。

第四は、合併により過疎地域の要件に該当しなくなる区域について、引き続き過疎地域とみなしてこの法律上の特別措置を適用することとしております。

第五は、この法律は、平成十二年四月一日から施行し、十年後の平成二十二年三月三十日限りでその効力を失うこととしております。

また、現行法に基づく過疎地域の市町村のうち、本法では対象にならない市町村に対しては、財政上の激変を緩和するために、過疎対策事業債の発行等の措置を引き続き五年間講ずることとしております。

以上が本案の提案の趣旨及びその内容であります。が、本案は、去る十四日地方行政委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

なお、本案を決定するに際しまして、内閣の意見を聴取いたしましたところ、中山国土庁長官から、本案について特に異存はない旨の意見が述べられました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長武部勤君。

○議長(伊藤宗一郎君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(伊藤宗一郎君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(伊藤宗一郎君) 「本号末尾に掲載」

○武部勤君登壇
〔武部勤君登壇〕

引き取りを可能とする簡易申告制度の導入を図ることを柱とする改正であります。

両案は、去る三月八日宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取の後、質疑を行い、去る三月十四日質疑を終局、次いで、両案について順次採決いたしましたところ、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもつて、また、関税定率法等の一部を改正する法律案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

○議長(伊藤宗一郎君) まず、日程第三につき採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 次に、日程第四につき採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 本案の委員長報告は可決であります。本案を採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 「賛成者起立」

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

また、関税定率法等の一部を改正する法律案について、本案は、関税の納税申告前に輸入貨物の支給基準の見直し等を行おうとするものであります。

日程第八 住宅金融公庫法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第八、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長大口善徳君。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[大口善徳君登壇]

○大口善徳君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、成熟社会に向けた良質な住宅ストックの形成、維持管理及び流通の促進を図るために、住宅金融公庫の融資制度について所要の措置を講ずる形であります。

その主な内容は、

第一に、新築住宅及び一定の耐久性を有する既存住宅等に係る貸付金の償還期間を二十五年以内とすること、

第二に、貸付金に係る新築住宅は、一定の耐久性等を有するものでなければならないものとすること、

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、雇用保険法等の一部を改正する法律案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律について、趣旨の説明を求めます。労働大臣

第三に、既存住宅を購入して優良な住宅となるよう改良する場合において、貸付金利及び償還期間の特例を設けるものとすること、

第四に、土地の合理的かつ健全な利用に寄与する耐火建築物等で過半の住宅部分を有するものを貸付対象とし、貸付金利の上限等を定めるものとすること、

第五に、住宅宅地債券の引受対象者を追加するとともに、同公庫が住宅金融公庫債券を発行することができる」とし、あわせて、住宅金融公庫債券に係る債務の担保に供するためにその貸付権の一部を信託会社等に信託することができるものとすること

第三に、既存住宅を購入して優良な住宅となるよう改良する場合において、貸付金利及び償還期間の特例を設けるものとすること、

第四に、土地の合理的かつ健全な利用に寄与する耐火建築物等で過半の住宅部分を有するものを

第五に、住宅宅地債券の引受対象者を追加するとともに、同公庫が住宅金融公庫債券を発行する

ことができる」とし、あわせて、住宅金融公庫債券に係る債務の担保に供するためにその貸付権の一部を信託会社等に信託することができるものとすること

第五に、住宅宅地債券の引受対象者を追加する

ことができる」とし、あわせて、住宅金融公庫債券に係る債務の担保に供するためにその貸付権の一部を信託会社等に信託することができるものとすること

第五に、住宅宅地債券の引受対象者を追加する

ことができる」とし、あわせて、住宅金融公庫債券に係る債務の担保に供するためにその貸付権の一部を信託会社等に信託することができるものとすること

第五に、住宅宅地債券の引受対象者を追加する

ことができる」とし、あわせて、住宅金融公庫債券に係る債務の担保に供するためにその貸付権の一部を信託会社等に信託することができるものとすること

第五に、住宅宅地債券の引受対象者を追加する

ことができる」とし、あわせて、住宅金融公庫債券に係る債務の担保に供するためにその貸付権の一部を信託会社等に信託することができるものとすること

第五に、住宅宅地債券の引受対象者を追加する

ことができる」とし、あわせて、住宅金融公庫債券に係る債務の担保に供するためにその貸付権の一部を信託会社等に信託することができるものとすること

第五に、住宅宅地債券の引受対象者を追加する

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、雇用保険法の一部改正であります。その一として、現行の所定給付日数を見直し、一般的な離職者に対する給付日数を全体として圧縮することとする一方で、中高年齢層を中心に倒産、解雇等による離職者に対しては給付の重点化を図ること等を行うこととしたとしております。

その二として、少子高齢化社会の進展に対応し、育児休業給付及び介護休業給付の給付率を貯金額の百分の二十五から百分の四十へと引き上げること等を行つこととしたとしております。

その三として、雇用安定事業として、中高年齢者である在職求職者に対し再就職の援助を行ふ事業主に対し、必要な助成及び援助を行ふことができるものとすることとしたとしております。

その四として、失業等給付に係る国庫負担の割合を改正し、国庫が原則としてその四分の一を負担することとしたとしております。

第二は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正であり、雇用保険の保険料率について、失業等給付に係る保険料率を賃金総額の千分の十二とする等の改正を行うこととしたとしております。

第三は、船員保険法の一部改正であり、雇用保険法と同様の趣旨から改正を行うこととしたとしております。

なお、この法律は、雇用安定事業に係る部分については平成十二年十月一日から、育児休業給付及び介護休業給付の給付率の引き上げに係る部分

については平成十三年一月一日から、その他の部

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

政府としましては、この報告を踏まえつつ本法律案を作成し、関係審議会の全会一致の答申をいたさ、ここに提出した次第であります。

官 報 (号) 外

分については原則として平成十三年四月一日から施行することといたしております。

次に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現在、我が国においては、人口の急速な高齢化が進展しており、労働力人口の年齢構成も急速に高齢化していくことが見込まれております。

このため、今後は、意欲と能力がある限り年齢にかかわりなく働き続けることができる社会の実現に向け、定年の引き上げや継続雇用制度の導入等により、何らかの形で六十五歳まで働き続けることができるのことを確保していくこと、中高年齢者に対する再就職支援の強化、さらに高年齢者の多様な雇用就業機会の確保が重要な課題となつております。

このため、政府としましては、昨年十一月に出された中央職業安定審議会の建議に沿って、本法律案を作成し、同審議会の全会一致の答申をいただき、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、六十五歳までの安定した雇用の確保を図るために、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の措置に関する事業主の努力義務を定めるとともに、これらの措置に対し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針となるべき事項等を高年齢者等職業安定対策基本方針において定めることといたします。

第二に、定年、解雇等により離職する中高年齢者について、再就職援助計画制度の充実、再就職援助を行う事業主に対する助成金の創設等、再就

職の促進、援助の措置を強化することとしたとしております。

第三に、シルバー人材センターが高年齢退職者に提供する就業の範囲を拡大し、臨時的かつ短期的な就業及びその他軽易な業務に係る就業とすることといたしております。

なお、この法律は、本年十月一日から施行することといたしております。

以上が、雇用保険法等の一部を改正する法律案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

また、こうした雇用危機が国民生活に深刻な影響を及ぼし、先月発表されました経済企画庁の調査でも、国民の実に半数が失業の不安におびえるとともに、世の中は暮らしよい方向に向かっていると答えた人はわずか二割であります。その反面、調査以来最多の八割の人が、そうではない悪くなつておる認識を示しておるわけございま

す。

失業による不安、老後の不安、そして増税から逃れられないという不安が消費の抑制につながり、不況から脱出できないという悪循環に陥っています。

これら三つの不安は、政府の経済政策、産業政策、社会保障政策の過ちと、無駄道なばらまき型予算編成を初めとした失政によることは明白であります。(拍手)

総理、もはや一刻の猶予も許されません。早急にこれらの会議を開催し、総理のリーダーシップのもとに雇用安定創出策を直ちに行うよう強く求めます。

総理はサミットの議長を務めたいと強く念じておられるようございますが、仮に我が国が経済先進国であるといたしましても、労働後進国の状態を放置していくには、サミットの議長國たる資格はないとの断言を得ません。

総理、もはや一刻の猶予も許されません。早急にこれらの会議を開催し、総理のリーダーシップのもとに雇用安定創出策を直ちに行うよう強く求めるものでございますが、見解を伺いたいと思います。

次に、改正案について具体的なお尋ねをいたします。

今回の雇用保険制度改革におきましては、育児・介護休業給付の給付率の引き上げ、パート、派遣労働者などへの適用拡大、訓練延長給付、教育訓練給付の拡充など、前向きの評価をするものもありますが、以下、数点について総理並びに労働大臣の見解をお聞きしたい。

第一は、雇用保険財政の危機的状況を招いた責任についてでございます。

本法案の立案に当たり、私は昨年秋の労働委員会におきまして、雇用保険は雇用労働者にとって失業時の最大のセーフティーネットであり、その果すべき役割的重要性からしても、労働基準法、労働者派遣法改正時の轍を踏むことなく労使の合意を得て審議会答申が行われるよう、そのた

○ 鍵田節哉君 私は、民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○ 議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に対する質疑の通告があります。順次これを許します。鍵田節哉君。

〔鍵田節哉君登壇〕

○ 鍵田節哉君 私は、民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に対する質疑の通告があります。順次これを許します。鍵田節哉君。

一方、我が国におきましては、総理が本部長を務める産業構造転換・雇用対策本部は既に八ヵ月間、また、政労使雇用対策会議は四ヵ月間、開催されておりません。最優先の課題であるべき雇用問題に政府を挙げて取り組む姿勢が見られないことは、極めて遺憾であります。

総理はサミットの議長を務めたいと強く念じておられるようございますが、仮に我が国が経済先進国であるといたしましても、労働後進国の状態を放置していくには、サミットの議長國たる資格はないとの断言を得ません。

労使全会一致となりましたことは、一定の評価をするものであります。しかし、今回の見直しは、ここ数年、雇用保険財政が一兆円を超す単年度赤字の連續で、積立金もほぼ底をつき、平成十三年度の予算も組めなくなるほど切迫した財政破綻状況の中で、今後とも雇用保険制度を維持するため、労使とともに、いわばやむなしとする形で一定の決着を見たものであります。

失政に次ぐ失政を重ね、雇用情勢が危機的な状況にある中で、必要な対策を迅速に行わず、あまつさえ産業競争力強化の美名のもとにリストラを促進する立法措置を行い、失業者増加に手をかしてきたのは、まさに小渕内閣であり、失業保険給付期間も長期化することにより、今日の雇用保険財政の危機的状況をもたらした責任は政府にあると断じます。

本法案の審議に当たっては、まず、こうした政府の責任を総理みずからがお認めになることが出発点と考えますが、御見解を伺いたい。

第二に、改正案の最大の焦点となる給付体系の見直しについてであります。

雇用保険法第一条は、本法の目的として、労働者が失業した場合に必要な給付を行うことを旨頭に明記しています。発足以来、雇用保険制度は順次メニューをふやしてまいりましたが、現在でも受けられるのは、一部の未就職者のみであります。現実には、中小零細企業に働く労働者には退職金制度も有しない者も多く、こうした労働者の定年後の再就職までの生活をいかに保障するための求職者給付が制度の原点であり、最も重要な役割を有していることは疑うべくもありません。

本法案では、基本手当の所定給付日数を、離職を余儀なくされた者とそうでない者に区別し、前

者は一部給付日数の増加が行われる一方で、基本的に給付日数を削減しており、労働者にとって厳しい内容となっています。また、希望退職制度、早期退職優遇制度など、一見ただけでは解釈が難しいものの取り扱いや区分けに当たり、労働者の自己申告の尊重がいかに担保され得るかも課題として残ります。

本来、セーフティーネットとは、その時の財政の状況で、網の張り方が弱まつたり、網の目が広がつたりしてはいけないものであります。偶然に、雇用保険の財政状況のよいときに失業をすれば手厚い保護を受け、悪いときに失業すれば我慢を強いられる、そうであってはならないのです。果たして、今回の見直しにおいて、給付日数が削減される区分においても雇用保険がセーフティーネットとしての役割を引き続き担えるものと考えられるのか、労働大臣の明快なる答弁を伺いたい。

第三に、定年退職者の扱いについてであります。

直近の労働省の調査においても、五十五歳以上の有効求人倍率は〇・一〇という低水準にとどまりており、定年退職者の再就職は極めて難しく、まして、定年や退職優遇制度で多額の退職金を受けられるのは、一部の未就職者のみであります。現実には、中小零細企業に働く労働者には退職金制度も有しない者が多く、こうした労働者の定年後の再就職までの生活をいかに保障するかに關し、労働大臣の見解を賜りたい。

仮に、定年退職者に対し、失業給付の給付日数を削減するのならば、それに見合う再就職支援はもとより、定年延長の法制化が前提条件であります。

す。雇用保険法改正案と対をなす高齢者等雇用

度化はどのように担保され、そのような措置がと

れないのである場合の再就職援助措置の実効性はいかなるものとなっているのでしょうか。また、雇用と年金の接続は確実に保障され得るのでしょうか。労働大臣の明快なる答弁を賜りたい。

第四に、保険料率についてお尋ねします。今日の雇用保険財政の危機を招いた原因の一つは、平成四年から二年連続して保険料率を下げたことになり、今回の改正案では、労使の保険料率が、現行の暫定料率である千分の八から千分の十を強いる、そうであってはならないのです。

二とされました。これは、今日の長引く不況下

は、使用者側も苦渋の末の決断と聞いております

こと

があり、

今後の雇用保険財政の悪化に際しては、政府の

財政支援措置を第一とし、対応を行なうべきと考えます

ます。労働大臣の見解を伺いたい。

総理、二十一世紀の到来は目前に迫っておりま

す。来るべき二十一世紀は、何としても、チャンスの多い社会、選択肢の多い社会にしていかなく

なりません。

失業は、生活の糧を失うだけではなく、人間としての自己実現の場を失うことでもあります。

一度失業しても容易に再挑戦ができる社会、そのためのセーフティーネットとして雇用保険制度は存

在するものであります。その安心ネットが、経済

状況に左右されて、たびたびつくりかえられるよ

うなことになるならば、安心を得ることができます。

二十一世紀をチャレンジする機会の多い社会に

するため、雇用保険制度が極めて重要な役割を

果たしていくことを強調し、企業再編によるリス

トラの促進により労働者の雇用不安がこれ以上高

まることのないよう強くお願い申し上げ、私の質

問を終わさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

にもかかわらず、給付日数をこのように大幅に削減することは、失業者の生活の安定を大きく脅かすことになるのではないか。それとも、失業手当の給付期間を切り縮めれば再就職できる条件が大幅に拡大することになるとでも言われるのか。総理の納得のいく説明をしていただきたいものであります。(拍手)

総務省の昨年八月の労働力特別調査報告によれば、五十五歳から六十四歳までの年齢層では、失業期間が六ヶ月を超える人が全体のほぼ五割にも達しているのであります。このような厳しい状況のもとで、三百日の給付日数を、百八十日、六ヶ月に削減することは、約半分の高齢者が就職できないまま給付を打ち切られることとなるのであります。失業手当が打ち切られた失業者は一体どのように生活せよといふのでしょうか。総理の明快なる答弁を求めるものであります。

昨年十一月十一日の日経タイムズは、失業給付の受給で生活の心配がなければ真剣に求職活動をせず、給付をもういちど切ってしまうというモラルハザードを発生させないようにする必要があるとして、就職難に苦しむ多くの失業者を敵視し、給付日数の削減を要求しています。

政府も今回、給付日数の削減を提案していますが、総理も、日経連の主張と同様に、失業給付を法定期間いっぱい受給している人はモラルハザードだとお考えなのでしょうか。お聞かせいただきたい。

今日の厳しい雇用情勢のもとで、給付日数の短縮は、結局、生活のために、本人の希望や意思に反し、低賃金、長時間労働の仕事につくことを事実上強制することになり、より条件の悪い仕事へ

の再就職、いわゆる労働条件の下降移動をさらに広範に引き起こすことになります。これは、憲法二十二条、職業選択の自由を侵害し、職業安定法第十九条、求職者に対するその雇用条件に適合する職業を紹介するという原則をゆがめ、労働者の生きがい、働きがいを奪うことになるのであります。総理の見解を求めるものであります。

問題であります。

本改正案では、失業者のうち、解雇など特別の理由による失業者を特定受給資格者、それ以外を一般受給資格者として、失業者を失業の理由によって二つに区分けを行って、給付を特定受給資格者に重点化しようとしています。

本来、失業というのは、労働省も説明してきたように、個々の使用者や労働者の責任の範囲を超えた政治的、経済的、社会的因素により発生するものであり、高度な国家的な課題として考慮されるべきものであります。したがって、失業者に対する生活権、勤労権を保障することは、国の当然の責務であります。雇用保険制度は、こうした原則から、失業中の労働者の再就職までの生活保障を保険の方式で行うものであります。

今日の極めて厳しい雇用失業情勢のもとでも、人は、少しでもましまな生活をしたい、そのため、賃金を初めとする労働条件、将来性、自己の能力の発揮いかんなどを追求し、新たな仕事を決めて転職する。これは憲法十三条の幸福追求権からいっても当然過ぎるほどの権利ではないであります。

ところが、今回の改定のような、失業理由によって給付期間に差別を持ち込むことには、何ら

合理的な根拠はなく、それは憲法の幸福追求権を否定し、雇用保険の基本的性格を根本から変更しき下げ、失業者の増加が激しいなかだった九八年には、あの悪名高い財政構造改革法の名のもとで、特に早く再就職できる保証など何もないであります。総理の見解を求めるものであります。

大体、総理、自己都合で退職したからといって、特別に早く再就職できる保証など何もないであります。総理の見解を求めるものであります。

困難さと、一体どのような相互関係があるというのでしょうか。全く別次元の問題であります。だからこそ、失業保険制度が発足以来半世紀以上たった今日まで、失業理由による給付日数の区別は全く行われなかったのであります。

ところが政府は、現行雇用保険制度の中でも、自発的離職者をいわゆる自己都合退職者として三ヶ月の給付据え置きというペナルティーを科していることに加えて、今回の改正で大幅な給付日数の削減という、さらに新たな制裁を科そうとしているのであります。

今日、自己都合退職者は、本人のわがままや気まぐれによる失業者は決してありません。みずから収入の道を断ち、失業という厳しい選択をせざるを得ない、今日の厳しい現実があるわけであります。

総理は、自己都合退職者は本人のわがままであり、このような二重の経済的制裁が必要とお考えなのか、明快な答弁を求めるものであります。

第三は、雇用保険財政についてであります。

今日の雇用保険財政の悪化の最大の原因が、経済失政による不況の長期化と失業者の爆発的増加及び国庫負担の大額削減にあることは明らかであります。

来五十年間、三分の一あるいは四分の一であった国庫負担率を、一九九二年、九三年と相次いで引き下げ、失業者の増加が激しいなかだった九八年には、あの悪名高い財政構造改革法の名のもとに、実に一四%にまで引き下げ、財政悪化に拍車をかけたのであります。

こうした政府の責任を全く棚上げにしたまま、保険料を引き上げるだけではなく、みずからの責任による財政悪化を理由に、憲法原則をもゆがめ、制度の根本的な改革まで行おうとすることは、絶対に認めるわけにはいかないのであります。

日本共産党は、このような雇用保険改正案は撤回するよう求めます。そして、本法本則にあるように、国庫負担率を直ちに無条件で二五%に戻すよう、強く要求をするものであります。総理の見解を求めるものであります。

最後に、今緊急に求められている雇用対策について質問いたします。

今日、我が国の雇用失業問題で最も重大なことは、リストラ至上主義ともいふ風潮が日本列島を席巻し、そのもとで一方的な解雇や雇用の不安定化が大々的に進められていることであります。

小淵首相は、去る二月の衆議院本会議での代表質問で、我が党の不破委員長の質問に対し、リストラは企業の経営にかかるものであり、法的な規制を設けることは適切ではないと答弁をしました。しかし、今政府は、産業再生法にしろ一連の雇用対策にしろその多くが、企業の経営にかかるリストラへの法的支援、あるいはその受け皿づくり、環境整備となっているのであります。

官 報 (号 外)

雇用失業問題の根本対策として、解雇、リストラを規制するヨーロッパ並みのルールを確立するよう重ねて求めるものであります。総理の見解を求めます。

雇用保険の原点に立ち返り、失業者の生活保障、安心できる再就職活動のために今必要なことは、給付の延長であります。とりわけ、有効求人倍率が低い四十五から五十五歳、さらには五十五歳以上の失業者、また、特に失業率の高い地域での延長給付を行なうべきと考えます。労働大臣の見解をお示しください。

サービス残業相続も、失業者を大幅に減らす上
で重要であります。総理は、昨年の予算委員会で
私の質問に、サービス残業が重大な犯罪である
ことを認め、サービス残業をなくすために全力をあ
げると答弁をされました。その後どのような取
り組みをされたのか、また、今後どのような取り
組みをされるのか、お聞かせください。労働大臣
の見解を求めるものであります。

労働大臣、高校、大学の新卒者の就職難がこれ
まで以上に深刻となっています。新卒者は雇用保
険未加入でありますから、これらの人たちのうち、
就職の意思があって職業訓練を受けようと希望す
る人に、最低限の生活を維持しながら職業訓練を
受けられるような手当を支給する制度を創設すべ
きと考えますが、労働大臣の見解を求めて、私の
質問を終わるものであります。(拍手)

え申し上げます。

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 大森猛議員にお答

生存権保障に反するのではないかとのお尋ねであります。

今回の基本手当の給付日数の改正は、関係審議会における公労使三者の合意のもとに、離職者の理由による再就職の難易度を考慮し、これを再構成することとしたものであり、合理的なものと考えております。

雇用保険の受給に際してのモラルハザードに関するお尋ねですが、今回の給付体系の再構成は、真に必要のある者に対する給付の重点化を図る観点から行うものであり、モラルハザード防止を目的とするものではありません。

いずれにしても、新しい給付体系のもとで、求職者の再就職への努力を期待しつつ、職業紹介や職業訓練を通じて、受給資格者の受給期間内の再就職に向けて支援を行ってまいりたいと考えております。

給付日数の削減が職業選択の自由を脅かすのではないかとのお尋ねですが、給付日数を圧縮する者は離職前からあらかじめ再就職の準備ができる者であり、倒産、解雇等により離職を余儀なくされた者については十分な給付日数を確保しておりますので、本人の希望や意思に反した仕事についてことを強制することになるとは考えておりません。

失業理由により給付期間に差を設けることに関するお尋ねですが、離職前からあらかじめ再就職の準備ができるような者に対する給付日数を圧縮すること及び倒産、解雇等により離職を余儀なくされた者に対しては十分な給付日数を確保することは、合理的なものと考えております。

生存権保障に反するのではないかとのお尋ねであります。

今回の基本手当の給付日数の改正は、関係審議会における公労使三者の合意のもとに、離職者の理由による再就職の難易度を考慮し、これを再構成することとしたものであり、合理的なものと考えております。

雇用保険の受給に際してのモラルハザードに関するお尋ねですが、今回の給付体系の再構成は、真に必要のある者に対する給付の重点化を図る観点から行うものであり、モラルハザード防止を目的とするものではありません。

いずれにしても、新しい給付体系のもとで、求職者の再就職への努力を期待しつつ、職業紹介や職業訓練を通じて、受給資格者の受給期間内の再就職に向けて支援を行ってまいりたいと考えております。

否定するものではないかとのお尋ねですが、今般の給付日数の体系の見直しは、年齢や在職期間をもとに給付日数を定めることが必ずしも合理的でなくなっていること等を踏まえ、むしろ離職的理由に着目して、倒産、解雇等による離職者のように離職前から再就職のための準備ができるない者に対する給付の重点化を図ることとしたものであります。雇用保険財政に関するお尋ねですが、厳しい財政状況に直面している要因は、根源的には雇用を取り巻く状況の構造的な変化にあると認識しております。今般の改正については、このような変化に的確に対応して、給付面での必要な見直しを行った上で、労使にも必要な負担増をお願いするものであります。(拍手)

の給付日数の体系の見直しは、年齢や在職期間をもとに給付日数を定めすることが必ずしも合理的でなくなっていること等を踏まえ、むしろ離職の理由に着目して、倒産、解雇等による離職者のように離職前から再就職のための準備ができない者に対する給付の重点化を図ることとしたものであり、合理的なものと考えております。

雇用保険財政に関するお尋ねですが、厳しい財政状況に直面している要因は、根源的には雇用を取り巻く状況の構造的な変化にあると認識しております。今般の改正については、このような変化に的確に対応して、給付面での必要な見直しを行なう一方国庫の負担率を二五%に引き上げることとした上で、労使にも必要な負担増をお願いするものであります。(拍手)

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣牧野隆守君登壇〕

否定するものではないかとのお尋ねですが、今般の給付日数の体系の見直しは、年齢や在職期間をもとに給付日数を定めることが必ずしも合理的でなくなっていること等を踏まえ、むしろ離職的理由に着目して、倒産、解雇等による離職者のように離職前から再就職のための準備ができるない者に対する給付の重点化を図ることとしたものであります。

雇用保険財政に関するお尋ねですが、厳しい財政状況に直面している要因は、根源的には雇用を取り巻く状況の構造的な変化にあると認識しております。今般の改正については、このような変化に的確に対応して、給付面での必要な見直しを行なう一方国庫の負担率を二五%に引き上げることとした上で、労使にも必要な負担増をお願いするものであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣牧野隆守君答弁〕

○国務大臣(牧野隆守君) 最初に、解雇、リストラ規制についてのお尋ねになりますが、リストラは企業の経営にかかるものであり、御指摘のようなリストラに対する規制を設けることは適当ではない、このように考えております。

の給付日数の体系の見直しは、年齢や在職期間をもとに給付日数を定めることが必ずしも合理的でなくなっていること等を踏まえ、むしろ離職の理由に着目して、倒産、解雇等による離職者のようないくこと等を踏まえ、むしろ離職の理由に離職前から再就職のための準備ができる者に対する給付の重点化を図ることとしたものであり、合理的なものと考えております。

雇用保険財政に関するお尋ねですが、厳しい財政状況に直面している要因は、根源的には雇用を取り巻く状況の構造的な変化にあると認識しております。今般の改正については、このような変化に的確に対応して、給付面での必要な見直しを行った一方国庫の負担率を二五%に引き上げることとした上で、労使にも必要な負担増をお願いするものであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣牧野隆守君登壇〕

○国務大臣(牧野隆守君) 最初に、解雇、リストラ規制についてのお尋ねでございますが、リストラは企業の経営にかかるものであり、御指摘のようなリストラに対する規制を設けることは適当ではない、このように考えております。

整理解雇につきましては、我が国においては、いわゆる整理解雇について四要件を必要とする、このような判例の考え方を踏まえ、具体的な実情に応じ、労使間で十分に話し合われるべきものと一律に解雇を規制することは適当でない、この上に考えております。

次に、正長合寸についてのお尋ねでございまます。

が、求職者給付についてでは、今般の改正により、就職のための準備ができない者に對しては、手厚い給付日数を定めることといたしております。

このほか、職業訓練を受講する者に対しましては、必要とする職業訓練の期間に応じて給付日数を延長すること等、個別の事情に応じ給付日数を設定しております。したがつて、御指摘のようない延長給付は、ただいまのところ考えておりません。

次に、サービス残業についてのお尋ねでございますが、サービス残業の多くは労働基準法第二十七条に定める割り増し賃金の全部または一部が支払われていない違法なものと考へております。

労働省におきましては、事業場に臨検、監督を行ひ、労働基準法違反を把握したときは、割り増し賃金を支払わせる等の是正を図っているところであります。今後とも、法定労働時間や時間外労働の限度基準の遵守、割り増し賃金の適正な文支払い等について、使用者に対し的確な監督指導を実施し、労働基準法違反の是正に努めてまいります。

最後でございますが、未就職卒業者に対する手当制度の創設に関するお尋ねでございます。

未就職卒業者につきましては、企業の求める職業能力を身につけることを支援するため、短期間の職業講習や事業主、民間教育訓練機関等への委託訓練等を行い、また、これらの修了者を対象とした就職面接会等採用選考機会の積極的な提供を行うことによりまして、早期就職に努めることといたしております。(拍手)

雇用保険法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する菊地董君の質疑

○副議長(渡部恒三君) 菊地董君。

[菊地董君登壇]

○菊地董君 私は、社会民主党・市民連合を代表いたしまして、ただいま議題となりました雇用保険法改正案及び高齢者雇用安定法改正案に対し、小渕総理と牧野労働大臣にお尋ねいたします。雇用保険法の見直しを論議する際に、何よりも第一に問わなければならないことは、政府がいかに有効な雇用安定及び拡大策を講じてきたかということになります。

しかし、小渕政権は、産業再生を優先する余り、肝心の雇用政策はその下風に追いやられてきたと言わざるを得ません。失業率は、四・七%前後という高水準で膠着化する様相を示しつつあります。これを見ても、小渕政権がとってきた雇用政策は十分に機能してこなかつたのではないか。まずは、小渕総理の率直な答弁を求めるものであります。

破綻の瀬戸際にある雇用保険会計の現状を前に、保険料率の引き上げは断じて認められないといふ無責任な対応に終始するつもりは、私自身ありません。要は、国民に負担を求めるのであれば、第一義的には、政府がその責任を十分に果たしてきたのかどうか、また、負担増に見合つ給付のあり方が最大限追求されているかどうかが検証されなくてはなりません。

前者については、最後に小渕総理にお尋ねすることとして、給付の見直し等が適切であるか、ただしていきたいと存じます。

以下、まず、牧野労働大臣の見解等をお尋ねするものであります。

今回の見直しで最大の問題となるのが、離職理

由によって給付日数に差を設けることが目指されているというところであります。

見直し部分では、基本手当の所定給付日数に関し、現行制度の圧縮等が図られています。具体的には、倒産や解雇などによって離職を余儀なくされた者に対する給付を拡大し、最長三百三十日とする一方で、それ以外の、例えば定年等による離職者には、これまで最大三百日分が保障されてきたものを、百八十日間へと大幅に切り込む内容となっています。

労働省は、この部分のセーフティーネットとして、高齢者雇用安定法を改止し、離職があらかじめわかっている高齢者等を雇用する事業主またはその事業主団体に対する在職者求職活動支援助成金を新たに設けようとしております。これは、在職中に求職活動を行う高齢者等に三十日間の有給休暇の付与や能力開発を行った事業主に対して、その間の賃金や費用の一部を助成するものであり、定年イコール失業といふ悪循環を断ち切る観点からも、有用な試みと評価できるものであります。

それゆえこそ、定年を控えている労働者と事業主との間で積極的な活用が望まれるところあります。肩たたきとして悪用されることを防ぎつつ、いかにして定着を図っていくつもりか、決意のほどをお示しいただきたいと思います。

他方、改正というふさわしい、非自發的離職者に対する最大三十日間の追加給付等についての実施されたともいえる訓練延長給付の拡充策との連携も十分に図られる必要があります。前向きに応じていく用意がおありかどうか、お答えいただきたく思います。

ただし、高齢者により厳しい現下の雇用情勢を踏まえるならば、三十日間程度の有給休暇の付与が得たして十分なのか、疑問が残るもの事実と言える説明を求めたいと存じます。

また、三百日から百八十日へというような大胆な圧縮がもたらす影響を労働省は真剣に考えていましたが、たださざるを得ないのであります。

失業給付は退職金の補完ではないことは論をまちません。ただし、いわゆる大企業を勤め上げた方が手にする多額の退職金を前提にした場合と、不況下にある中小零細企業で職を全うした方との間では、この正論が持つ意味は決定的に違つてきます。この実態を認識するならば、保険制度である限り、所得の多寡による差別化はできないという原則を行つたる貧富の格差が存在する高齢者には、厳然たる貧富の格差が存在しているのであります。

この実態を認識するならば、保険制度である限り、定年イコール失業といふ悪循環を断ち切る観点からも、有用な試みと評価できるものであります。従来どおりの三百日分を保障するといったきめ細かな対応も求められていたのではありませんか。二十年超を条件に、一定の退職金額以下の方には

この制度 자체は、変化していく産業、雇用構造に適応して雇用され、雇用され続け得る能力を労働者みずからが確立していくためにも欠かせない施策であると、社民党が与党時代に強く求めて実現されたものもあり、評価に値すると言いたいところであります。

しかし、導入に際して、労働省に注文をつけたことがあります。つまりは、本制度が資格マニアの温床になつてはいけないという点であります。したがつて、今回の見直しに当たつては、自助努力の範疇に入る初步的なものは除くにして、能力開発等に関する支援、援助が真に必要な方々に對していかに問口を広げていくかにこそ知恵が生まれてしかるべきだという我が党の問題意識は、労働省には明確に伝わっていたはずであります。にもかかわらず、この課題に関しては、見るべき改善がないと言わざるを得ないのであります。

労働省におかれでは、どのように検討を進めてきたのかを含めて、真に必要とされる階層等に対する枠組みの拡充策ではなく、なぜ支給額のかさ上げのみを優先したのか、納得できる説明をお聞かせいただきたいと思います。

雇用保険収支の著しい悪化は、つまるところ構築が不可欠だと考えます。無定見な基準は避けなくてはなりませんが、硬直的に構えるのも問題であります。日々の雇用失業情勢を踏まえた適宜構築が不可欠だと考えます。同然だと言えなくもありません。この認識に立つならば、国庫負担二五%という本則に立ち返るだけでは、政府が責任を十分に果たしたとは言えないのであります。

現内閣は、旧態依然たる公共事業に国債をじゅぶじゅぶつき込むことに対しては何の抵抗も覚えていません。

同時に、教育訓練給付の支給額が二十万から三

十万円に拡充される手当でも講じられておりま

す。

この制度 자체は、変化していく産業、雇用構造に適応して雇用され、雇用され続け得る能力を労働者みずからが確立していくためにも欠かせない施策であると、社民党が与党時代に強く求めて実現されたものもあり、評価に値すると言いたいところであります。

しかし、導入に際して、労働省に注文をつけた

ことがあります。

これが手にする多額の退職金を前提にした場合と、

不況下にある中小零細企業で職を全うした方との

間では、この正論が持つ意味は決定的に違つてく

ります。この実態を認識するならば、保険制度である限り、定年イコール失業といふ悪循環を断ち切る観

点からも、有用な試みと評価できるものであります。

この実態を認識するならば、保険制度である限り、所得の多寡による差別化はできないという原

因であります。

この実態を認識するならば、保険制度である限り、定年イコール失業といふ悪循環を断ち切る観

点からも、有用な試みと評価できるものであります。

この実態を認識するならば、保険制度である限り、定年イコール失業といふ悪循環を断ち切る観

ないかのようであります。あまつさえ、財源手当でもないままこり押しされた、個人所得課税の最高税率の引き下げによる五千億円もの金持ち優遇の恒久減税や、介護保険料の徴収停止という無責任な決着のつけ方等を行つて何の憶面もない政権であります。

事はどうぞように、景気回復がすべてに優先するとの立場から、世界一の借金王になつたことを誇るかのようにみずから吹聴してこられた小渕総理であります。あえて言わせていただくならば、事ここまで至ったかというのであります。であるなら、小渕総理には、生きた金、予算の使い方にこそ意を用いてほしいと切に願わざるを得ないのであります。

今般のような急速な雇用保険収支の悪化に対応する手だてとして、工夫もないままに、保険料率の引き上げで主には処するというのでは、余りに安易であるだけではなく、歴代総理の中で格段に気前のいい小渕総理らしくないと言わざるを得ないであります。

直接的な所得保障であり、また、原則としてすべての人へ受給権がある年金制度と同列視し、單純に国庫負担率の引き上げを求めるという態度は、私自身は適当でないと考えるところです。だからこそ、思い切った発想からの責任の果たし方が政府には要請されているのだと思うところでござります。

直截に国民に負担を求める前に、例えば国庫負担とは別枠で、一般会計からの支出による特別基金を積むことを通じて急場に柔軟に対応していくというような緩衝装置の必要性等も検討されてよいのではありませんか。小渕総理の明快な答弁を

ないかのようであります。あまつさえ、財源手当

でもないままこり押しされた、個人所得課税の最

高税率の引き下げによる五千億円もの金持ち優遇

の恒久減税や、介護保険料の徴収停止という無責

任な決着のつけ方等を行つて何の憶面もない政権

であります。

事はどうぞように、景気回復がすべてに優先する

との立場から、世界一の借金王になつたことを誇

るかのようにみずから吹聴してこられた小渕総理

であります。あえて言わせていただくならば、事

ここまで至ったかというのであります。であるな

らば、小渕総理には、生きた金、予算の使い方に

こそ意を用いてほしいと切に願わざるを得ないの

であります。

今般のような急速な雇用保険収支の悪化に対応

する手だてとして、工夫もないままに、保険料率

の引き上げで主には処するというのでは、余りに

安易であるだけではなく、歴代総理の中で格段に

気前のいい小渕総理らしくないと言わざるを得な

いのであります。

直接的な所得保障であり、また、原則としてす

べての人へ受給権がある年金制度と同列視し、單

純に国庫負担率の引き上げを求めるという態度

は、私自身は適当でないと考えるところです。だ

からこそ、思い切った発想からの責任の果たし方

が政府には要請されているのだと思うところでござります。

直截に国民に負担を求める前に、例えば国庫負

担とは別枠で、一般会計からの支出による特別基

金を積むことを通じて急場に柔軟に対応していく

というような緩衝装置の必要性等も検討されてよ

いのではありませんか。小渕総理の明快な答弁を

(拍手)

〔内閣総理大臣(小渕恵三君登壇)〕

○内閣総理大臣(小渕恵三君登壇)

菊地董議員にお答

えいたします。

雇用安定拡大策についてお尋ねがございまし

た。

厳しい雇用情勢を改善し、国民の雇用不安の払

拭を図るため、政府は、一昨年四月以来、四度に

わたりまして総合的な雇用対策を取りまとめ、こ

れに基づき、雇用の創出、安定、再就職の促進、

能力開発に全力で取り組んできたところであります。

して、これまでの雇用対策が雇用情勢に一定の下

支え効果を発揮いたしているものと考えております。

今般とも、政府全体でこれらの施策を積極的に

推進することにより、雇用の創出、安定が図られ

るよう全力で取り組んでまいります。

雇用保険財政に関するお尋ねでしたが、

今般の改定では、雇用を取り巻く状況変化に的確

に対応して、給付面での必要な見直しを行つて一

方、負担面についても、国庫の負担率を引き上

げ、労使にも必要な負担増をお願いし、セーフ

ティネットとしての制度の安定的運営を確保す

ることといたしております。

今後とも、労使による保険料とともに国庫から

の負担によって雇用保険の安定的運営の確保に万

全を期するとともに、雇用失業情勢の変化に対応

したこととしております。

今後とも、労使による保険料とともに国庫から

の負担によって雇用保険の安定的運営の確保に万

全を期するとともに、雇用失業情勢の変化に対応

したこととしております。

した機動的な雇用対策の実施に努めてまいりま

す。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁

させます。(拍手)

〔國務大臣牧野隆守君登壇〕

○國務大臣(牧野隆守君) 最初に、在職者求職活

動支援助成金についてのお尋ねでございますが、本助成金は、再就職援助の基本となる計画につい

て、労働組合等の意見を聞いて作成することを要

件としております。したがいまして、肩たたきと

して悪用されることないと考えております。

事前の広範な周知徹底などにより、本助成金が

により離職した者の範囲についてのお尋ねでござ

ります。

次に、在職者求職活動支援助成金と訓練延長給

付の拡充策との連携についてのお尋ねでございま

す。

今般の雇用保険制度の見直しにより、訓練延長

給付については、十分な職業訓練の機会を確保し

つつ、積極的な活用を図つてまいります。在職者

求職活動支援助成金制度を利用し求職活動をした

にもかかわらず失業された労働者の方々につきま

しては、訓練延長給付施策との連携を図り、速や

かな再就職に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、在職者求職活動支援助成金の助成限度日

数についてのお尋ねでござります。

中央職業安定審議会における検討結果を踏まえ

まして、労働者がより高度で専門的な教育訓練を

受講しやすくなるようにするため、支給限度額の

引き上げを行うこととしたところであります。

一方、多様な訓練ニーズに対応する観点から、給付

の対象講座の大幅な拡充に努めてまいります。

最後でございますが、教育訓練給付についての

お尋ねでござります。

この具体的な範囲は雇用保険法施行規則で規定

することといたしておりますが、今後、公労使三

者から成る関係審議会において、さまざまな離職

に確定されるようになる必要があると考えております。

これについては、明確かつ合理的な基準のもと

に確定されるようにする必要があると考えております。

次に、長い給付日数が設定される倒産、解雇等

により離職した者の範囲についてのお尋ねでござ

ります。

職の難易度に応じて支給するものであります。

今般の給付日数の見直しは、再就職の難易度

を、主としてその離職が予期できるものであるか否かにより判断することとしたものではあります。

そこで、求職者給付の基本的な性格を変えるものではありません。

次に、長い給付日数が設定される倒産、解雇等

により離職した者の範囲についてのお尋ねでござ

ります。

平成十二年三月十六日 衆議院会議録第十一号 議長の報告

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時六分散会

11

(号外)

官

- 三 柏崎市の男の捜査は行つたのか。この男の犯歴、手口等についてコンピュータに入力しなかつた失敗があつたと報道もなされているが。
- 四 新潟県警刑事部では変質者のリストをどのように管理し、捜査に活用しているのか。
- 五 県警内で縦割り行政の弊害等は見られなかつたのか。
- 六 一部報道に現職警察官が事件に関与していた疑いが浮上したため、捜査が鈍つたなどあるが、そのような事実はあつたのか。
- 七 柏崎の男の母親が、再度にわたり保健所に男の暴力行為について相談を行つてはいるがこれに対する処置が適切であれば、監禁された女性を発見救出できたのではないか。
- 八 柏崎市の男が捜査網から漏れた結果、長期監禁を許した結果をどの様に反省し、今後の捜査に生かすつもりか。
- 九 文部省は女性のケアーについて、検討しているとの事であるが、どのような対処をするのか。
- 十 県警本部長は捜査ミスを認める発言をされてゐるが、捜査ミスにより本件犯行が長期に及んだとすれば、これに対する国家賠償の義務のあることは当然であるがどの様に対処されるか。
- 十一 一九年二か月に及ぶ長期の監禁は、日本及び世界の犯罪史上かかる事案はあつたか。右質問する。

内閣衆質一四七第五号
内閣総理大臣 小淵 恵三

平成十二年三月十四日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員坂上富男君提出新潟県警・女性長期監禁事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員坂上富男君提出新潟県警・女性長期監禁事件に関する質問に対する答弁書

一について

新潟県警察においては、御指摘の女性(以下「被害者」という。)の所在不明を認知した後、犯罪及び事故の両方の可能性を念頭に置き、三条

警察署に署長を本部長とする百七名体制の「女子小学生所在不明事案対策本部」(以下「対策本部」という。)を設置して、捜査及び発見活動に取り組んだものであり、十分な人員を投入して対応したものと承知している。

二について

新潟県警察においては、年少者に対する略取及び誘拐、わいせつ行為等の犯罪を再び行うおそれのある者について、犯罪手口資料の活用及び県内全警察署の保有する捜査情報の集約により、捜査すべき者を把握の上、必要な捜査を行つたものと承知している。

三について

本年二月十一日に本件未成年者略取及び逮捕は、被害者が発見される前には、新潟県警察において、捜査すべき者として把握され、同年三月三日に起訴された男性(以下「被告人」といふ。)は、被害者が発見される前に、新潟県警察が同種事件の被疑者として逮捕され、同年三月三日に起訴された男性(以下「被告人」といふ。)は、被害者が発見される前には、新潟県警察において、捜査すべき者として把握されていなかつたものと承知している。

被害者が所在不明となつた当時、被告人の犯罪経歴に関する情報は電子計算機に入力されていなかつたことは事実である。

四について

御質問の「変質者」の意義が必ずしも明らかではないが、新潟県警察においては、犯罪捜査のために必要な限度で、犯罪経歴に関する情報、犯罪手口資料等を電子計算機等を用いて管理し、捜査すべき者の把握等に活用しているものと承知している。

五について

新潟県警察においては、被害者の所在不明を認知した直後から、刑事部門及び生活安全部門を中心に関係各部門が協力して捜査及び発見活動に取り組んでおり、三条警察署に置かれた対策本部も、県内の他の警察署と連携を図つてしたものと承知している。

六について

新潟県警察において、職務上知り合つた女性に対して警察官としてふさわしくない行為があつたという事案について、当該警察官に対して必要な調査を行つた際、被害者が所在不明となつていることとの関連の有無を念のために確認したという事実はあるが、当該警察官は無関係であると判明したものであり、この事実により捜査が鈍つたなどといふことはないものと承知している。

七について

一般的に、保健所においては、被告人にあつたとされるような家庭内での暴力及び引きこもりへの対応について、精神保健福祉相談として、心の健康相談、診療を受けたるに当たつての相談等を受け付けており、その内容に応じ、病院その他の関係機関への紹介、医学的指導等を行つてはいる。

被告人の母親(以下「母親」という。)からの相談に対する保健所の対応については、新潟県に聽取したところ、

① 平成八年一月十九日に新潟県柏崎保健所に母親が来所し、同保健所の職員が被告人の家庭内での暴力及び引きこもりについての相談を受けたこと

② 同職員が、被告人本人に対する訪問指導や電話での相談を母親に提案したが、母親の承諾を得られなかつたこと

③ 同職員が、さらに、同保健所における精神科医による相談を受けるよう提案したところ、日程の都合がつかなかつたため、同保健所が紹介した病院に母親が相談することとなつたこと

④ 同月二十二日に同保健所が同病院に対し、母親が同病院に相談に行く旨の連絡を行つたこと

⑤ 同月二十六日に同保健所が同病院から、母親が同月二十四日に同病院に相談に行つたことを電話で確認したこと

等の報告を受けた。

また、同病院に聽取したところ、同日から被害者が発見救出された平成十二年一月までの四年間、母親が、被告人への対応を相談するため、月に一、二回程度、同病院を訪れていたとの報告を受けた。なお、新潟県からは、母親が同病院を訪れていた四年間に、同保健所に対する母親からの相談はなかつたことも報告を受けた。

以上のことから判断すると、平成八年一月に同保健所が母親からの相談に対して行つた連

の対応は、被害者の発見救出には結び付かなかったが、同保健所としては、母親に訪問指導等を受けるよう提案し、その提案は受け入れられなかつたものの、母親による病院への相談に結び付けることができたものであり、保健所が本来行うべき必要な業務が行われていたものと考える。

八について

早期に犯人を検挙して被害者を発見救出できなかつたことは非常に残念であり、警察においては、その原因を十分検証し、教訓となるべき事項を今後の捜査に生かしていくものと承知している。

九について

登下校時を含む学校(小学校、中学校、中等教育学校、特殊教育諸学校、高等学校、高等専門学校又は幼稚園をいう。)又は保育所の管理下における児童、生徒等の災害については、日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)に基づく災害共済給付制度により、日本体育・学校健康センター(以下「センター」という。)が、当該児童、生徒等の保護者等に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給する業務を行っている。

本件による被害について、センターにおいて検討したところ、災害共済給付制度の対象となる災害に当たり得るとの見解であり、今後、新潟県三條市教育委員会又は被害者の保護者から請求があれば、センターにおいて内容を審査の上、給付金の支払が行われることとなる。

また、被害者が社会生活を送る上で、今後どのような教育上の支援が必要かについては、被害者の希望等を踏まえながら、新潟県教育委員会等と連携し、適切に対処してまいりたい。

十について

前新潟県警察本部長が、長期にわたり被害者の発見救出に至らなかつたという結果を重大に受け止めていた旨及び発生当初からの取組の状況を十分に検証する旨の発言を行つたこと、さらに、現新潟県警察本部長が、犯罪手口資料の

作成や対策本部への情報の報告がなされていれば、被告人を捜査すべき者として把握できていることを承認している。

本件に関する国家賠償法(昭和二十二年法律第一百二十五号)上の責任については、事実関係の詳細を踏まえ、同法の規定に照らして適切に判断していくべきものと考えている。

十一について

他にこのような長期にわたる監禁事件があつたとは承知していない。

早期に犯人を検挙して被害者を発見救出できなかつたことは非常に残念であり、警察においては、その原因を十分検証し、教訓となるべき事項を今後の捜査に生かしていくものと承知している。

第百二十五号)上の責任については、事実関係の詳細を踏まえ、同法の規定に照らして適切に実施するための必要な特別措置を講ずることにあつたと考へられる点について、ミスがあつたと言わざるを得ないと考へてゐる旨の発言を行つたことは承認している。

第一条 この法律は、人口の著しい減少に伴つて地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もつて住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「過疎地域」とは、次に掲げる要件に該当する市町村(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)の区域をいう。

第一次のいづれかに該当すること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口を超える市町村を除く。の区域をいう。

二 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一号)第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十二条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値が〇・一九以上である。

三 国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口を超える市町村を除く。の区域とする。

過疎地域自立促進特別措置法案
右の議案を提出する。
平成十二年三月十四日
提出者
地方行政委員長 斎藤斗志一

過疎地域自立促進特別措置法
イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を超えて得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

2 内閣総理大臣は、過疎地域をその区域とする市町村(以下「過疎地域の市町村」という。)を公示するものとする。

(過疎地域自立促進のための対策の目標)
第三条 過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、

第四章 過疎地域自立促進のためのその他の特

別措置(第十四条—第二十一条)
第五章 雜則(第三十二条—第三十四条)

附則

第一章 総則

八 三十五年間人口減少率が〇・一五以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一四以上であること。

官報(号外)

<p>中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。</p> <p>二 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ること等により、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通通信連絡を確保するとともに、過疎地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進すること。</p> <p>三 生活環境の整備 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。</p> <p>四 美しい景観の整備、地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。</p> <p>五 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。</p> <p>(国の責務)</p> <p>第四条 国は、第一条の目的を達成するため、前各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。</p>	
<p>第二章 過疎地域自立促進計画 (過疎地域自立促進方針)</p> <p>第五条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針(以下「自立促進方針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 自立促進方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項</p>	<p>二 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項</p> <p>三 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備、過疎地域における情報化並びに地域間交流の促進に関する事項</p> <p>四 過疎地域における生活環境の整備に関する事項</p> <p>五 過疎地域における高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項</p> <p>六 過疎地域における医療の確保に関する事項</p> <p>七 過疎地域における教育の振興に関する事項</p> <p>八 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項</p> <p>九 過疎地域における集落の整備に関する事項</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関する事項</p>
<p>第三章 都道府県計画 (過疎地域自立促進市町村計画)</p> <p>第六条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画(以下「市町村計画」といって、当該市町村は、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。この場合において、市町村計画は、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。</p> <p>2 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、当該市町村の建設に関する基本構想又は広域的な経済社会生活圏に適合するよう配慮しなければならない。</p> <p>3 市町村計画は、他に必要な事項を定めなければならない。</p> <p>4 都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。</p> <p>5 内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合には、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。</p>	<p>一 地域の自立促進の基本的方針に関する事項</p> <p>二 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項</p> <p>三 交通通信体系の整備 地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項</p> <p>四 生活環境の整備に関する事項</p> <p>五 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項</p> <p>六 医療の確保に関する事項</p> <p>七 教育の振興に関する事項</p> <p>八 地域文化の振興等に関する事項</p> <p>九 集落の整備に関する事項</p>
<p>第四章 都道府県計画 (過疎地域自立促進都道府県計画)</p> <p>第七条 都道府県は、自立促進方針に基づき、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進都道府県計画(以下「都道府県計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 市町村計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項</p>	<p>一 地域の自立促進の基本的方針に関する事項</p> <p>二 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項</p> <p>三 連絡する交通通信体系の整備、過疎地域における情報化並びに地域間交流の促進に関する事項</p> <p>四 過疎地域における生活環境の整備に関する事項</p> <p>五 過疎地域における高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項</p> <p>六 過疎地域における医療の確保に関する事項</p> <p>七 過疎地域における教育の振興に関する事項</p> <p>八 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項</p> <p>九 過疎地域における集落の整備に関する事項</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関する事項</p>

官報(号外)

(国の補助の特例)

第十一條 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となつた公立の小

学校又は中学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(賃収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に要する経費については、当該事業を行う過疎地域の市町村に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する経費の十分の五・五を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により十分の五・五を超える国

の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

2 国は、過疎地域の自立促進を図るために必要なと認めるとときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

(過疎地域自立促進のための地方債)

第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道(融雪施設その他道路の附屬物を含む。)、農道、林道及び漁港関連道

二 漁港及び港湾

三 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの

四 観光又はレクリエーションに関する施設

五 電気通信に関する施設

六 下水処理のための施設

七 公民館その他の集会施設

八 消防施設

九 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設

十 保育所及び児童館

十一 診療施設(巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。)

十二 公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となつた校舎、屋内運動場及び寄宿舎並びに公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となつた教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設

十三 地域文化の振興等を図るための施設

十四 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅

十五 前各号に掲げるもののほか、政令で定めた施設

十六 市町村計画に基づいて行う前項に規定する出資又は施設の整備につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債(当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。)で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定

に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(資金の確保等)

第十三条 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に關し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

第四章 過疎地域自立促進のためのその他特別措置

(基幹道路の整備)

第十四条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道(過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。)で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの(以下「基幹道路」という。)の新設及び改築につながり、他の法令の規定にかかるわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

第十五条 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者(道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)に代わってその権限を行つるものとする。

第十六条 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれららの区域以外の区域における通常の国の負担割合と異なるものを除く。)同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

第十七条 第二項の規定により当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる國の負担割合が第二号に掲げる國の負担割合を超えるものにあつては、第一号に掲げる國の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる國の負担割合を超えないものにあつては、第一号に掲げる國の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

第十八条 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業(以下「基幹道路整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。

第十九條 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。

5 第二項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和二十六年法律第二百十一号)以下「負担特例法」という。)第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業(北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。)同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

第二十条 第二項の規定により当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる國の負担割合が第二号に掲げる國の負担割合を超えるものにあつては、第一号に掲げる國の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる國の負担割合を超えないものにあつては、第一号に掲げる國の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

第二十一条 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に要する経費に対する国の負担割合として負担特例

法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国に負担割合

二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

(公共下水道の幹線管渠等の整備)

第十五条 過疎地域における市町村が管理する公共下水道のうち、広域の見地から設置する必要があるものであつて、過疎地域の市町村のみでは設置することが困難なものとして建設大臣が指定するものの幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設(以下「幹線管渠等」という。)の設置については、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一項の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2 前項の指定は、当該公共下水道の公共下水道管理者(下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。)である市町村の申請に基づいて行うものとする。

3 市町村は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

4 都道府県は、第一項の規定により公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該公共下水道の公共下水道管理者に代わってその権限を行つものとする。

5 第一項の規定により都道府県が公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合には、下水道法第二十二条第一項の規定の適用については、当該都道府県を公共下水道管理者とみなす。

6 第一項の規定により都道府県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業(以下「公共下水道幹線管渠等整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。

7 前項の規定にかかるらず、公共下水道幹線管渠等整備事業を行う都道府県は、当該公共下水道の公共下水道管理者である市町村に対し、当該事業に要する経費の全部又は一部を負担させることができる。

8 前項の経費について市町村が負担すべき額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

9 公共下水道幹線管渠等整備事業に要する経費に係る国の補助及び資金の融通については、当該事業に係る公共下水道を都道府県が設置する

10 公共下水道とみなす。

11 負担特例法第二条第一項の規定の例によって算定した同項に規定する財政力指指数が〇・四六に満たない都道府県(以下「特定都道府県」という。)が行う公共下水道幹線管渠等整備事業に係る経費に対する国の補助の割合については、負担特例法第三条及び第四条の規定の例による。ただし、負担特例法第三条中「適用団体」とあるのは、「特定都道府県」とする。

12 前項の費用について市町村が負担すべき額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

13 公共下水道幹線管渠等整備事業に要する経費に係る国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

14 都道府県は、第一項第一号から第

15 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第

16 三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により二分の一を超える

17 国及び都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に關し次に掲げる事業を実施しなければならない。

18 患者輸送車(患者輸送船を含む。)の整備

19 定期的な巡回診療

20 保健婦による保健指導等の活動

21 診療所の設置

22 高齢者の福祉の増進

23 都道府県は、過疎地域における高齢者

24 の福祉の増進を図るために、市町村計画に基づいて行う事業のうち、老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)第五条の二第三項に規定す

六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業に供するための施設の整備に要する費用の一部を補助することができる。

2 都道府県は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができ

2 国は、予算の範囲内において、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

3 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るために、都道府県が都道府県計画に基づいて第一項に規定する施設の整備をしようとするときは、予算の範囲内において、当該整備に要する費用の一部を補助することができる。

2 都道府県は、前項に規定する事業に係る高齢者の福祉の増進を図るために、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るために、集会施設の建設をしようとするときは、予算の範囲内において、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

3 国及び都道府県は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るために、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るために、集会施設の建設をしようとするときは、予算の範囲内において、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

2 国及び都道府県は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るために、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るために、集会施設の建設をしようとするときは、予算の範囲内において、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

3 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るために、都道府県が都道府県計画に基づいて第一項に規定する施設の整備をしようとするときは、予算の範囲内において、当該整備に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るために、都道府県が都道府県計画に基づいて第一項に規定する施設の整備をしようとするときは、予算の範囲内において、当該整備に要する費用の一部を補助することができる。

3 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るために、都道府県が都道府県計画に基づいて第一項に規定する施設の整備をしようとするときは、予算の範囲内において、当該整備に要する費用の一部を補助することができる。

2 国及び都道府県は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るために、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて前条第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

3 (情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

20 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の生活の利便性の向上等を図るために、地域住民の生活に必要な旅客輸送の安定的な確保について適切な配慮をするものとする。

21 (教育の充実)

22 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域間交流の促進等を図るために、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

23 都道府県は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るために、市町村計画に基づいて行う事業のうち、老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)第五条の二第三項に規定する便益を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に要する費用の一部を補助することができる。

24 おいて、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資する

○・一五と、「○・一九」とあるのは「○・一九」を二十五で除して得た数値に基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前二箇年度内」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

(市町村の廃置分合等があつた場合の特例)

第三十三条 過疎地域の市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合には、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域で総理府令で定める基準に該当するものは、過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。

2 合併市町村(市町村の合併)以上の市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。(以下同じ。)により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいい、過疎地域の市町村を除く。(以下同じ。)のうち合併関係市町村(市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となつた市町村をいう。以下同じ。)に過疎地域の市町村(当該市町村の合併が行われた日の前日においてこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。)が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、この

法律の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第三十四条 第二条第一項各号に規定する数値の算定、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合についてこの法律の規定を適用するために必要な事項、第三十二条の場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項、沖縄県の市町村について第二条(第三十二条の規定により読み替えて適用される第一条を含む。)の規定を適用する場合において必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(国の負担等に関する規定の適用)

第二条 第十条(別表を含む。以下同じ。)、第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第九項及び第十項、第十六条第五項、第十八条第二項及び第三項並びに第十八条の規定は、平成十二年度の予算に係る国の負担又は補助(平成十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十二年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助を除く。)から適用し、平成十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十二年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助を除く。)から適用する場合においては、旧過疎活性化法第十四条の二の規定は、平成十七年三月三十日までの間に限り、なおその効力を有する。

第三条 この法律は、平成十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

(過疎地域活性化特別措置法の失効に伴う経過措置)

第四条 旧過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号。以下「旧過疎活性化法」という。)第六条に規定する市町村計画又は旧過疎活性化法第七条に規定する都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、平成十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十二年度以降の年度に支出すべきものとされたものについては、旧過疎活性化法第十条及び平成十一年度以前の年度の歳出予算に係るものについては、旧過疎活性化法第十条(別表を含む。)、第十一条、第十五条第五項、第七条第二項及び第三項並びに第十八条の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

2 平成十二年三月三十一日において旧過疎活性化法の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村(以下「旧過疎活性化法の市町村」という。)の区域内における旧過疎活性化法第十四条第一項に規定する基幹道路の新設及び改築に係る事業並びに旧過疎活性化法第十四条の二第一項に規定する公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業で、同日ににおいてその工事を完了していないものについては、旧過疎活性化法第十四条及び第十四条の二の規定は、平成十七年三月三十日までの間に限り、なおその効力を有する。

3 地方公共団体が、旧過疎活性化地域の市町村の区域内において製造の事業若しくは旅館業の用に供する設備を平成十二年三月三十一日以前に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は旧過疎

活性化地域の市町村の区域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧過疎活性化法第二十一条の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

4 昭和五十五年三月三十一日までに農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であつて旧過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号。以下「旧過疎対策法」という。)第十九条に規定する資金に係るものについては、旧過疎活性化法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号。以下「旧過疎振興法」という。)附則第十三項の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

5 昭和五十五年四月一日以降平成二年三月三十日までに農林漁業金融公庫法の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であつて旧過疎振興法第二十二条に規定する資金に係るものについては、旧過疎活性化法附則第十九項の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

6 昭和五十五年三月三十一日までに住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の規定により旧過疎対策法に基づく市町村過疎地域振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつとつて住宅を建設するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けについては、旧過疎活性化法附則第十一項の規定によりなおそ

官 報 (号 外)

第十五項の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

昭和五十五年四月一日以降平成二年三月三十日までに住宅金融公庫法の規定により旧過疎振興法に基づく市町村過疎地域振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつて住宅を建設し、又は購入するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けについては、旧過疎活性化法附則第十四項の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。
(特定市町村等に対する)の法律の準用)

第五条 旧過疎活性化地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のもの(以下「特定市町村」という。)については、平成十二年度から平成十六年度までの間に限り、政令で定めるところにより、第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条の規定を準用する。この場合において、第十一条及び第十二条の規定の準用に関しては、平成十七年度以後必要となる経過措置は、政令で定める。

2 特定市町村のうち政令で定めるものについては、平成十二年度から平成十六年度までの間に限り、政令で定めるところにより、第十二条の規定を準用する。

第六条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第十二条の規定の適用を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものについては、当該市町村の区域のうち各条に規定する市町村の合併が行われた日の前日において旧過疎活性化法の規定に基づく過疎地域であつた区域を特定市町村の区域とみなして

活性化等」を「過疎地域自立促進等」に、「発行を許可された」を「発行について同意又は許可を得た」に、「過疎地域活性化特別措置法」を「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第号)第十二条第一項(同法附則第五条第二項において準用する場合を含む)、旧過疎地域活性化特別措置法」に、「市町村の合併の特例に関する法律」を「過疎地域自立促進特別措置法附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

2 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第五条の規定は、平成十二年度分の地方交付税から適用する。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号の七中「過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)」を「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第号)」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正後の地方税法(以下「新地方税法」という。)第五百八十六条第二項第一号の七の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後に新設され、若しくは増設される同号に規定する設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地又は施行日以後に新築され、若しくは増築される同号に規定する家屋若しくは構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、若しくは増設された前条の規定による改正前の地方税法第五百八十六条第二項第一号の七に規定する設備に係る工場用の建物の敷地の用に

2 新地方税法第五百八十六条第二項第一号の七の規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る)は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(公営住宅法の一部改正)

第十三条 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)」を「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第一号)」に改める。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第十四条 農林漁業金融公庫法の一部を次のように改正する。

別表第一の第六号中「過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)第二十三条」を「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第一号)第二十六条」に改める。

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の農林漁業金融公庫法の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金額であつて旧過疎活性化法第二十二条に規定する資金に係るものについては、なお従前の例による。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第二十八条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のようにより改正する。

第一百九十六条のうち地方交付税法附則第五条

第二項の改正規定中「第一号、第三号」を「第一号中「自治大臣」を「総務大臣」に改め、同表第一号中「旧過疎地域活性化特別措置法」を「規

定により総務大臣が指定したもの又は旧過疎地域活性化特別措置法」に、「又は旧過疎地域対策緊急措置法」を「若しくは旧過疎地域対策緊急措置法」に改め、同表第二号に改める。

第八百四十一條のうち農村地域工業等導入促進法第十条の改正規定の前に次のように加える。

第五条第十二項中「内閣総理大臣」を「総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣」に改める。

別表(第十条関係)

官 消防施設	事 業 の 区 分 教育施設	国 の 負 担 割 合
消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条	義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八号)第一条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模に於けるための統合に伴い必要な校舎の新設、修理、改修、又は整備による取得を含む。)	十分の五・五
児童福祉施設	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条に規定する児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改修、又は整備	一分の五・五(国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものについては三分の二まで)

(過疎地域自立促進特別措置法の一部改正)

第二百一十二条の二の一部を次のようにより改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「総務大臣、農林

水産大臣及び国土交通大臣」に改める。

第十二条第二項中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

第十五条第一項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十七条第一項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第三十三条第一項中「総理府令」を「総務省令・農林水産省令・国土交通省令」に改める。

第五条第十二項中「内閣総理大臣」を「総務省令・農林水産省令・国土交通省令」に改める。

理 由

人口の著しい減少に伴って地域社会における活動が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与す

るため、これらの地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成十二年度約三百二十億円の見込みである。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成十二年度約三百二十億円の見込みである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

平成十二年一月四日

内閣総理大臣 小渊 恵三

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「七二九人」を「七九九人」に改める。

第一条中「二万六百三十二人」を「二万六百四十八人」に改める。

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

理 由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の定員及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

本案は、地方裁判所における民事訴訟事件、民事執行法に基づく執行事件及び倒産事件並びに家庭裁判所における家庭事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするとするもので、その内容は次のとおりである。

1 判事補の員数を七十人増加すること。

2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を十六人増加すること。

3 この法律は、平成十二年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成十二年度裁判所関係予算に、約四億五千九百万円が計上されている。

右 報告する。

平成十二年三月十四日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 法務委員長 武部 勤

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改
正する法律案
右
国会に提出する。

平成十二年二月八日

内閣総理大臣 小渕 恵三

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を
改正する法律
国家公務員等の旅費に関する法律(昭和一十五
年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正す
る。

第十六条第一項第一号及び第二号を削り、同項
第三号中「運賃の等級を設けない線路による旅行
の場合には、」を削り、同号を同項第一号とし、同
項第四号中「急行料金を徴する」の下に「列車を運
行する」を加え、「前二号を「前号」と改め、「次に
規定する」を削り、同号及び口を削り、同号を
同項第一号とし、同項第五号中「又は二級以上の
職務」及び「第三号の規定に該当する線路で」を削
り、「ものを「線路に」「同号」を「第一号」に改
め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「第一
号又は第三号」を「第一号」に、「第四号」を「第二
号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第一項
中「前項第四号」を「前項第一号」に改め、同項第二
号中「又は準急行列車」を削り、同条第三項中「第一
項第八号」を「第一項第四号」に改め、「座席指定
料金は、」の下に「特別急行列車又は」を加える。
第十七条第一項第一号中「又は十一級の職務」
を削り、同号口中「十級以下」を削り、同項第一号
中「又は二級以上の職務」を削り、同号口中「一
級」を「十一級以下」に改め、同項第五号中「又は二
級以上の職務」を削る。

外 報 号

第三十四条第一項第三号中「若しくは十一級の
職務」を削り、「前二号」を「前三号」に改め、同号
を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号と
し、同項第一号中「二以上」の階級を「一階級」に改
め、同号イ中「及び」を「並びに」に改め、「九級以
上の職務にある者」の下に「及び特定航空旅行をす
る八級又は七級の職務にある者」を加え、「最上
級」を「上級」に改め、同号口中「八級以下の職務に
ある者」の下に「(イ)に該当する者を除く。」を加
え、「最上級の直近下位の級」を「下級」に改め、同
号を同項第二号とし、同項に第一号として次の二
号を加える。

一 運賃の等級を二以上の階級に区分する航空
路による旅行の場合は、次に規定する運賃
の等級を二以上の階級又は二階級に区分する航
空路による特定航空旅行をする場合における航
空賃の額については、第三十四条第一項第一号
口及び第二号イの規定にかかわらず、同項第一
号ハ又は第二号口に規定する運賃によるものと
する。

附則第七項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十二年四月一日から施行す
る。

(経過措置)

2 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の
規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅
行から適用し、同日前に出発した旅行については、
なお従前の例による。

理 由

最近の国際航空路線における運賃体系の変化等
に対応するとともに、行政コストの削減を図るた
め、外國旅行における航空賃の支給基準を改定す
るほか、所要の規定を整備する必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

右報告する。

平成十二年三月十四日

大蔵委員長 金子 一義
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

関税定率法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十二年二月八日

内閣総理大臣 小渕 恵三

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出)に関する報告書
本案は、最近の国際航空路線における運賃体

ハ 八級以下の職務にある者(口に該当する
者を除く。)については、口に規定する運賃
の級の直近下位の級の運賃による
運賃の見直しを行うこととする。

1 外國旅行における航空賃について、運賃の
等級を三以上の階級に区分する航空路による
旅行の場合について規定するとともに、支給
基準の見直しを行うこととする。

2 その他所要の規定の整備を行うこととす
る。

3 この法律は、平成十二年四月一日から施行
することとする。

なお、以上の改正により新たな支給基準を中
央省庁職員等の外國旅行の平成十年度実績に適
用させると、約四億四千万円のコスト削減効果
があると試算されている。

4 この法律案の可決理由

本案は、最近の国際航空路線における運賃体
系の変化等に対応するとともに、行政コストの
削減を図るため、外國旅行における航空賃の支
給基準を改定するほか、所要の規定を整備しよ
うとするもので、時宜に適するものと認め、可
決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十二年三月十四日

大蔵委員長 金子 一義
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

関税定率法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十二年二月八日

内閣総理大臣 小渕 恵三

地域等に置かれており、かつ、当該指定貨物に係る特例申告書(同法第七条の二第一項に規定する特例申告書をいう。以下この項、第十九条第六項、第十九条の二第四項並びに第二十条第四項及び第五項において同じ)が提出されるまでの間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合においては、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該指定貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

第十四条第十号中「第十九条第一項」の下に「又は第六項」を加え、「又は払戻し」を「若しくは払戻し又は控除」に改め、「同条第二項」の下に「若しくは第四項」を加え、「若しくは第一項」を「第二項」第四項若しくは第五項に改め、「関税の払戻し」の下に「又は控除」を加える。

第十四条の二中「こえる」を「超える」に改め、同条第二号中「第十九条第一項」の下に「若しくは第六項」を加え、「若しくは第二項」を「第二項」第四項若しくは第五項とし、「第二項若しくは第四項」に「又は払いもどし」を「払戻し又は控除」に改める。

第十九条の見出しを「輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等」に改め、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「同条第七項中「第五項」の下に「又は第六項」を加え、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、「第二項若しくは第五項」に「又は払いもどし」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

この場合において、同項の規定を適用する場合について準用するときは、前項中「第一項中関税の払戻しに係る規定の適用については、同項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十九条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 特例申告に係る指定貨物のうち輸出貨物の製造に使用される原料品であつて政令で定め

るもので輸入され、第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場で当該製造がされ、その製品が輸出されるものについては、当該製品が当該原料品に係る特例申告書の提出前に輸出され、かつ、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該原料品に課されるべき関税の額から控除する。

第十九条の二の見出しを「課税原産品等による製品を輸出した場合の免査又は戻し税等」に改め、同条第三項中「又は第一項」を「から第三項まで」に改め、「同条第四項中「前一項」を「前二項」に改め、「同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 保税工場又は総合保税地域における保税作業について、その原料として使用する外貨

物がなくなつたこと等により、輸入された貨物を輸出貨物の原料品として使用することが必要であつて、その輸入された貨物が特例申告に係る指定貨物であり、かつ、第一項の規定の適用を受けることが困難であると認められる場合には、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該指定貨物でその輸入の時の性質及び形狀に変更を加えないものを当該指定貨物に係る特例申告書の提出前に税關長の承認を受けて当該特例申告書の提出前に保税工場又は総合保税地域に入れ、これを原料品として製造した貨物を当該特例申告書の提出前に輸出し、かつ、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該指定貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

5 第三条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

〔関税法(一部改正)〕
第三条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の五」を「第七条の十七」に改め

第七条の二 貨物を輸入しようとする者があらかじめいすかの税關長の承認を受けて了(以下「特例輸入者」という。)は、当該承認を受けて了の日の属する月の翌月以後、税關長の指定を受けた貨物(以下「指定貨物」という。)であつて申告納税方式が適用される貨物について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書(以下「特例申告書」という。)を税關長に提出することによつて、同条第一項の申告を行つことができる。

2 特例申告特例申告書の提出によつて行う前条第一項の申告をいう。以下同じ。)を行う場合は、特例申告に係る指定貨物で輸入の許可を受けたものについて、当該許可ごとに特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌月末日までに当該指定貨物の輸入地を所轄する税關長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出する特例申告書は、期限内特例申告書という。

第七条の三第一項中「当該許可の日」の下に

「(特例申告に係る指定貨物については、特例申告の提出期限)」を加え、「おぞい日」を「遅い日」に改め、同条を第七条の十五とする。

第七条の二「第一項各号列記以外の部分中「前条第一項」を「第七条第一項(申告)」に改め、「した者」の下に「又は第七条の十六第六項(決定)の規定による決定を受けた者」を加え、「に」を「いずれかに」に、「又は更正」を、「更正又は決定」に、「第七条の四第一項」を「同条第一項」に改め、同条第一号中「前条第一項の申告若しくは修正申告(以下「納税申告」という。)又は更正」を「納税申告第七条第一項の申告又は修正申告をいう。以下同じ。)、更正又は第七条の十六第六項の規定による決定」に改め、同条第二号中「又は更正」を、「更正又は第七条の十六第六項の規定による決定」に改め、同条を第七条の十四とし、第七条の次に次の十二条を加える。

〔申告の特例〕
第七条の二 貨物を輸入しようとする者があらかじめいすかの税關長の承認を受けて了(以下「特例輸入者」という。)は、当該承認を受けて了の日の属する月の翌月以後、税關長の指定を受けた貨物(以下「指定貨物」という。)であつて申告納税方式が適用される貨物について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書(以下「特例申告書」という。)を税關長に提出することによつて、同条第一項の申告を行つことができる。

第七条の四第一項中「第三十条第二号」を「第三十条第一項第一号」に改める。

第一章第二節中第七条の五を第七条の十七とす

る。

第四条第一項第四号中「第三十条第二号」を「第三十条第一項第一号」に改める。

第七条の四第一項中「輸入の時」の下に「(特例申告に係る指定貨物については、特例申告書の提出期限)」を加え、同条を第七条の十六とす

- 4 第一項の規定は、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一の六に掲げる物品その他政令で定める貨物については、適用しない。
- 5 関税暫定率法第十条第一項変質又は損傷の場合の減税の規定その他政令で定める規定は、特例申告に係る指定貨物については、適用しない。
- 6 第一項の承認を受けようとする者は、同項の指定を受けようとする貨物の品名その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。
- 7 特例申告書の記載事項その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。(特例申告を選択したものとみなす場合)
- 第七条の三 指定貨物の輸入申告に併せて第七条第二項(申告)の規定による申告を行つていなき特例輸入者は、当該指定貨物について特例申告を行うことを選択したものとみなす。

(期限後特例申告)

- 第七条の四 期限内特例申告書を提出すべきであつた者特例輸入者での特例申告に係る特例申告書をその提出期限までに提出している者をいい、その者の相続人又はその者が設立された法人であつて合併により消滅した場合は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人を含む。は、その提出期限後においても、第七条の十六第二項(決定)の規定による決定があるまでは、その期限内特例申告書に記載すべきものとされている事項を記載した特例申告書を第七条の二第一項(申告の特例)の税関長に提出することができない。
- 2 前項の規定により提出する特例申告書は、期限後特例申告書といふ。
- (承認の要件)
- 第七条の五 税関長は、第七条の二第六項(申

告の特例)の規定による申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないことができる。

- 一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき。
- イ この法律その他の国税に関する法律の規定に違反して刑に処せられ、又はこの法律(他の関税に関する法律において準用する場合を含む)若しくは国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していなき者であるとき。
- ロ その業務についてイに該当する者を役員とする法人であるとき、又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用者であるとき。

- ハ 承認の申請の日前三年間において関税又は輸入貨物に係る内国消費税輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第二条第一号(定義)に規定する内国消費税をいなき、第七条の二第六項の規定による申請書は、特例輸入者が提出する場合を除き、第七条の二第一項の規定による申請書の提出に併せて提出しなければならない。
- 2 第七条の二第二項の規定による申請書の提出に併せて貨物指定申請書の提出があつた場合において、同条第一項の承認をしない旨の処分があつたときは、当該貨物指定申請書の提出はなかつたものとみなす。

- 3 税関長は、貨物指定申請書の提出があつた場合において、当該貨物指定申請書に記載された貨物について、申告納税方式が適用され続縛的に輸入されている場合として政令で定める場合に該当しないときは、第七条の二第一項の指定をしないものとする。

- 4 税関長は、貨物指定申請書の提出があつた場合において、当該貨物指定申請書に記載された貨物でその提出の日前一年間に輸入されたものに係る関税、内国消費税又は地方消費税についての第七条の十四第一項(修正申告)

した書類その他の書類で第七条の九第一項(帳簿の備付け等)に規定する政令で定めるもの(以下この号において「帳簿等」という。)の保存が同項に規定する政令で定めるところに従つて行われていないとき、又は(再更正)の規定による更正又は第七条の十六第二項(決定)若しくは同法第二十五条(決定の規定による決定)(以下この項及び次条第一項若しくは第二項(過少申告等)という。)があつたとき(当該修正申告等により第十二条の二第二項において「修正申告等」という。)が、あつたときは、同法第六十五条第一項若しくは第二項(過少申告加算税)の規定による過少申告加算税又は第十二条の三第一項(無申告加算税)若しくは同法第六十六条第一項(無申告加算税)の規定による無申告加算税を課されたとき(以下同じ。)は、当該貨物について第七条の二第一項の指定をしないことができる。

若しくは国税通則法第十九条第一項若しくは第二項修正申告の規定による修正申告、第七条の十六第一項若しくは第三項(更正)若しくは同法第二十四条(更正)若しくは第二十六条(再更正)の規定による更正又は第七条の十六第二項(決定)若しくは同法第二十五条(決定の規定による決定)(以下この項及び次条第一項若しくは第二項(過少申告等)という。)があつたとき(当該修正申告等により第十二条の二第二項において「修正申告等」という。)が、あつたときは、同法第六十五条第一項若しくは第二項(過少申告加算税)の規定による過少申告加算税又は第十二条の三第一項(無申告加算税)若しくは同法第六十六条第一項(無申告加算税)の規定による無申告加算税を課されたとき(以下同じ。)は、当該貨物について第七条の二第一項の指定をしないことができる。

の指定をした税関長に届け出ることができる。

- 5 貨物指定申請書の記載事項その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
- (指定の取消し等)
- 第六条の七 特例輸入者は、指定貨物について特例申告書を提出する必要がなくなつたときは、その旨を第七条の二第一項(申告の特例)の指定をした税関長に届け出ることができる。
- 2 税関長は、特例輸入者が過去一年間にした又はすべきであつた第七条第一項(申告)の申告に係る指定貨物について修正申告等があつたときは、当該指定貨物に係る第七条の二第一項の指定を取り消すことができる。

- 3 第一条の規定による届出又は前項の規定による取消しがあつた場合には、当該届出又は取消しに係る指定貨物についての第七条の二第一項の指定は、その効力を失う。第七条の二第一項(承認の失効)の規定により第七条の二第一項の承認が失効した場合における当

官報 (号外)

一 指定貨物の全部について、第七条の七第三項前段(指定の取消し等)の規定により第七条の二第一項の指定が失効したとき、又は第七条の六第三項(指定の申請)に規定する政令で定める場合でなくなつたとき。

二 特例輸入者が次のいずれかに該当するととき。

イ 関税又は輸入貨物に係る内国消費税若しくは地方消費税を滞納したとき。

ロ 特例申告書又は輸入品に対応する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第二項(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)に規定する特例納税申告書をその提出期限までに提出しなかつたとき。

ハ 第七条の八第二項(担保の提供)の規定による命令に従わなかつたとき。

二 第七条の五第一号イ又はロ(承認の要件)のいずれかに該当するとき。

三 第七条の九第一項(帳簿の備付け等)の規定による帳簿の保存が同項に規定する政令で定めるところに従つて行われていないときは、又は帳簿書類に不実の記載があるとき。

(許可の承継についての規定の準用)

第七条の十三 第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定は、特例輸入者について準用する。この場合において必要な技術的説明は、政令で定める。

第九条第二項中「第七条の四第二項」を加え、同項第五号中「第七条の五第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第一号から第四号までを「号ずつ繰り下げる、同項第一号中「第七条の五」を第七

条の十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 期限内特例申告書に記載された納付すべき税額 特例申告書の提出期限の下に「(同日前に期限後特例申告書の提出があつた場合には、その提出があつた日から一年を経過した日)」を加え、同項第七号又は第四号に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第一号中「第七条の五」を「第七条の十」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「又は第二項(納期限の延長)」を「から第三号まで」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

二 期限後特例申告書に記載された納付すべき税額 当該期限後特例申告書を提出した日

第九条の二第一項中「この条をこの項及び次項に改め、同条第一項中「適用される貨物」の下に「(特例申告に係る指定貨物を除く。)」を加え、同條第三項中「前二項の申請書」を「前二項の申請書に改め、「前二項の担保の提供の手続」を削り、「前二項の規定」を「これらの規定」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の二項を加える。

3 特例輸入者が、期限内特例申告書を提出した場合において、前条第二項第一号に掲げる税額に相当する関税を納付すべき期限に関する特例申告書の提出期限までにその延長を受けたい旨の申請書を第七条の二第一項(申告の特例)の税関長に提出し、かつ、当該期限内特例申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、前条第二項の規定にかかわらず、当該税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、当該納付すべき期限を二月以内に限り延長することができる。

第十二条の三第一項中「規定する」の下に「申告」を、「輸入の時」の下に「(特例申告にあつては、特例申告書の提出期限)」を加え、「第七条の四第二項」を期限後特例申告書の提出又は第七条の十八第二項に改め、「後に」の下に「修正申告又は」を加え、同條第二項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 前条第三項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

3 期限後特例申告書の提出又は第一項第二号の修正申告がされた場合において、その提出又は修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該税額について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その申告に基づき第九条第二項の規定により納付すべき税額に係る第一項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

第十三条第一項第一号中「第七条の四第二項」を「第十八条第一項」に改め、同項に次の二項を加える。

第十四条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、「経過した日」の下に「(同日前に期限後特例申告書の提出があつた場合には、その提出があつた日から一年を経過した日)」を加え、同項第七号第一項第一号から第三号までを「号ずつ繰り下げる、同項第一号中「第七条の四第二項」に改め、「以外の更正」の下に「(次項第三号に掲げる更正を除く。)」を加え、同條第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、「経過した日」の下に「(第二号に掲げる更正については、同日と同号の期限後特例申告書の提出があつた日から一年を経過した日とのいすれか早い日)」を加え、同項第一号中「第七条の四第二項」を「第七条の十六第二項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項中「(第二号の次に次の一号を加える。)

3 法定期限等から二年を経過した日以後に期限後特例申告書の提出があつた関税についての更正

第十四条第四項ただし書中「定める日」の下に「又は期限を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを「号ずつ繰り下げる、同項に第一号として次の一号を加える。

一 特例申告に係る指定貨物につき納付すべき税額 特例申告書の提出期限

第十五条第一項中「以下第十八条第一項を「第十八条第一項」に改め、同項に次の二項を加える。

第十六条第一項中「直ちに」の下に「政令で定める事項を記載した入港届及び」を加え、「その他政令で定める事項を総括した入港届」を削除する。

官 報 (号 外)

平成十二年三月十六日 衆議院会議録第十二号 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

官 報 (号外)

平成十二年三月十六日 衆議院会議録第十二号 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報生書

(2) 平成一四年四月一日から平成一八年二月二一日までに輸入されるもの	A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	(1) 平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	(i) 製油の原料として使用するもの
(3) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの	(ii) 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火温度一五度における比重が〇・八三〇度以下のもの	(ii) 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超過するものの	(ii) その他のもの
(i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	(iii) 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超過するもの	(1) 平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	(i) 製油の原料として使用するもの
(ii) その他のもの	1 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	(i) 製油の原料として使用するもの	(ii) その他のもの
(3) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの	2 その他のもの	(ii) その他のもの	(ii) その他のもの
(i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	(iii) 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	1 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	1 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの
(ii) その他のもの	2 その他のもの	2 その他のもの	2 その他のもの
円二、一キロリットルにつき 五、九五三き	円三、一キロリットルにつき 四、一〇二き	円二、一キロリットルにつき 六、二〇二き	円一、一キロリットルにつき 二、五五円
円二、一キロリットルにつき 五、九五三き	円三、一キロリットルにつき 四、一〇二き	円二、一キロリットルにつき 六、二〇二き	円一、一キロリットルにつき 二、五五円

別表第一の三第一七・〇一項中「四六円九八銭」を「三九円九八銭」に改める。	B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超過するものの	(1) 平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	(i) 製油の原料として使用するもの
(2) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの	(2) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの	(2) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの	(ii) その他のもの
(i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	(i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	(i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	(ii) その他のもの
(ii) その他のもの	2 その他のもの	2 その他のもの	2 その他のもの
六%」に、「一八円一〇銭」を「二三円三〇銭」に改める。	六%」に、「一八円一〇銭」を「二三円三〇銭」に改める。	六%」に、「一八円一〇銭」を「二三円三〇銭」に改める。	六%」に、「一八円一〇銭」を「二三円三〇銭」に改める。
別表第一の三第一七・〇一項中「二六・八%」を「二四・五%」に、「二六・一%」を「二四・四%」	円三、一キロリットルにつき 二、三七六	円三、一キロリットルにつき 四、一〇二き	円三、一キロリットルにつき 四、一〇二き
別表第一の三第二一・〇六項中「二六・一%」を「二四・六%」に、「一八円一〇銭」を「二三円	円二、一キロリットルにつき 二、三七六	円二、一キロリットルにつき 四、一〇二き	円二、一キロリットルにつき 四、一〇二き

三〇錢」に改める。

別表第一の四を次のように改める。

附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第一節中第七条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、同条を同法第七条の十五とする改正規定、同法第七条の二の改正規定、同条を同法第七条の十四とし、同法第七条の次に十二条を加える改正規定、同法第九条、第九条の二、第十条から第十三条まで、第十四条、第十四条の二、第十四条とし、同法第七条の二(見出しを含む)、第六十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七十二条、第七十三条、第九十七条及び第一百五条の改正規定、同法第一百三十二条の二を同法第一百三十三条の三とし、同法第一百三十二条の次に「一条を加える改正規定、同法第一百五十五条及び第一百六十六条の改正規定、同法第一百七十七条の改正規定(「第一百三十二条の二」を「第一百三十三条の二」(特例申告書を提出期限までに提出しない罪)、「第一百三十三条の三」に、「第六号まで(許可)」を「第七号まで(許可)」に改める部分に限る)、第四条中関税暫定措置法第十条の二及び第十条の四の改正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六条までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 「(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)」の法律の施行前に第四条の規定による規定により、関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前にした行為及び前条の

3

(その引取りに係る酒類につき関税法第七条の二第一項に規定する特例申告を行う者に限り) 第二条 第二項を「第三十条第一項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、

第三条第一号中「第十六条第五項、第六項又は第七項」を「第十六条第六項、第七項又は第八項」に改める。

第十五条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十条第一項」を「第三十条第一項第一号」に改め、

第三条第一項の規定により内国消費税の納期の提出期限内に提出した場合において、前条第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第三十条の三第一項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる酒税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、当該特別輸入者が酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当する酒税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当する酒税の納期限を延長することができる。

第四十六条中「又は酒類の販売業者」を、酒類の販売業者又は特例輸入者に、「又は販売(販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。)」を「販売(販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。)又は保税地域からの引取り」に改める。

第四十八条中「因り」を「より」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「第二項」の下に「第三十条の三第一項(同条第三項の場合に限り)」を「第六項から第八項まで」に改め、同項を同条第十一項中「第五項から第七項まで」を「第六項から第八項まで」に改め、同項を同条第十六条第十一項中「第五項から第七項まで」を「第六項から第八項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項第二号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 消費税法等の規定により内国消費税の納期が延長された課税物品でその内国消費税が納付されていないもののうち、当該課税物品に係る内国消費税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合に還付することができる」となるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めることにより、その還付することができることとなる。内国消費税額に相当する金額をその納期限が延長された内国消費税額から減額することができる。この場合において、その減額

第四条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十条第一項第一号に改め、「以下」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(酒税法の一部改正)

第五条 酒税法(昭和二十八年法律第八号)の一部を次のように改正する。

3 第二項に規定する者がその引取りに係る酒類につき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う場合には、当該酒類に係る第一項の申告書の提出期限は、当該酒類の引取りの日の属する月の翌月末日とする。

第三十条の五第一項中「引き取る時」の下に「(同条第三項の場合にあつては、当該申告書の提出期限)」を加え、「同項第四号」を「同条第一項第四号」に改める。

第五十三条第一項中「又は酒類の販売業者」を「酒類の販売業者又は特例輸入者」に改め、同項第四号中「販売業者」の下に「又は特例輸入者」を加え、同項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「販売」の下に「又は酒類の保税地域からの引取り」を加える。

第五十三条第一項中「又は酒類の販売業者」を「(輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律の一部改正)

第五十三条第一項中「又は特例輸入者」に改め、「販売業者」の下に「又は特例輸入者」を加え、「販売」の下に「又は酒類の保税地域からの引取り」を加える。

第三十条の六第二項中「引き取る時」の下に「(その引取りに係る酒類につき関税法第七条の二第一項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ者を除く)」を加え、同条に次の二項を加える。

第三十条の六第二項中「引き取る時」の下に「(その引取りに係る酒類につき関税法第七条の二第一項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ者を除く)」を加え、同条に次の二項を加える。

第三十条の六第二項中「引き取る時」の下に「(その引取りに係る酒類につき関税法第七条の二第一項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ者を除く)」を加え、同条に次の二項を加える。

第三十条の六第二項中「引き取る時」の下に「(その引取りに係る酒類につき関税法第七条の二第一項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ者を除く)」を加え、同条に次の二項を加える。

第三十条の六第二項中「引き取る時」の下に「(その引取りに係る酒類につき関税法第七条の二第一項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ者を除く)」を加え、同条に次の二項を加える。

第三十条の六第二項中「引き取る時」の下に「(その引取りに係る酒類につき関税法第七条の二第一項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ者を除く)」を加え、同条に次の二項を加える。

第三十条の六第二項中「引き取る時」の下に「(その引取りに係る酒類につき関税法第七条の二第一項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ者を除く)」を加え、同条に次の二項を加える。

第三十条の六第二項中「引き取る時」の下に「(その引取りに係る酒類につき関税法第七条の二第一項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ者を除く)」を加え、同条に次の二項を加える。

第三十条の六第二項中「引き取る時」の下に「(その引取りに係る酒類につき関税法第七条の二第一項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ者を除く)」を加え、同条に次の二項を加える。

された内国消費税額に相当する金額は同項本文の規定による還付があつたものとみなし、消費税法等及びこの法律の規定を適用する。

第十六条の三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 消費税法等の規定により内国消費税の納期限が延長された課税物品でその内国消費税が納付されていないもののうち、当該課税物品に係る内国消費税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合に還付することができる。この場合において、その減額が延長された期限内に限り、政令で定めることにより、その還付することができる。

3 消費税法等の規定により内国消費税の納期限が延長された課税物品でその内国消費税が納付されていないもののうち、当該課税物品に係る内国消費税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合に還付することができる。この場合において、その減額が延長された期限内に限り、政令で定めることにより、その還付することができる。

第十七条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、「第一号」の下に「又は第一号」を加え、「第三十条第二号」を「第三十条第一項第二号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二項を加える。

2 個人的な使用に供する物品で政令で定めて販売の方法により販売されたものであつて品質等が当該物品の輸入者が予期しなかつたものであるため返送することがやむを得ないと認められるもの。

第十七条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 消費税法等の規定により内国消費税の納期限が延長された課税物品でその内国消費税が納付されていないもののうち、当該課税物品に係る内国消費税が納付されているものとみ

なして前二項の規定を適用した場合に還付することができるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その還付することができる。

2 第二十四条第一号中「第十六条第八項」を「第十六条第九項」に改め、同条第一号中「第十六条第九項」を「第十六条第十項」に改める。

3 第七条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第十六条第六項、第七項又は第八項」を「第十六条第七項、第八項又は第九項」に改める。

第十六条第五項中「第七条の二第一項」を「第七条の十四第二項」に、「第三項」を「第四項」に、「第七条の二第一項」を「第七条の十五第一項」に、「第七条の三第一項」を「第七条の三第一項」に、「第七条の四第四項ただし書」を「第七条の三項」とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条第一項を同条第一項の次に次の二項を加える。

2 保税地域から引き取られる課税物品に係る課税貨物についての納税申告等の規定による申告(同条第三項の場合は、たゞこの税法第十八条第一項(引取りに係る製造たばこについての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る))、酒税法第一項(引取りに係る酒類についての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る)、たゞこの税法第十八条第一項(引取りに係る製造たばこについての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る)、石油ガス税法第十七条第一項(引取りに係る原油等についての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る)、以下「特例申告」と総称する)は、前項の規定にかかわらず、当該特例納税申告書に係る課税物品につき提出する関税法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書と併せて提出するものとする。この場合においては、当該課税物品に係る輸入の許可の日を取りの日とみなしてこれらの規定を適用する。

4 特例申告に係る課税物品が、輸入の許可後引き続き保税地域等に置かれおり、かつ、当該課税物品に係る特例納税申告書が提出されるまでの間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合には、当該課税物品に係る特例納税申告書が提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。ただし、他の法律の規定によりその原料又は材料として消費し、又は使用的した課税物品に係る内国消費税額に相当する金額の控除又は還付を受ける場合は、この限りでない。

第十七条の見出しを「(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等)」に改め、同条第一項中「含む。次項」を「含む。以下この条に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に

なして前二項の規定を適用した場合に還付することができるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その還付することができる。

2 第二十四条第一号中「第十六条第八項から第八項まで」に改め、同項を同条第二項とし、同条第三項とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「納税申告の特例」を「保税作業による製品に係る納税申告等の特例」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項第二号中「前二項」を「第三項から第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

3 第十六条第十一項中「第八項から第八項まで」を「第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「納税申告の特例」を「保税作業による製品に係る納税申告等の特例」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「納税申告の特例」を「保税作業による製品に係る納税申告等の特例」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項第二号中「前二項」を「第三項から第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

4 特例申告に係る課税物品が、輸入の許可後引き続き保税地域等に置かれおり、かつ、当該課税物品に係る特例納税申告書が提出されるまでの間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合には、当該課税物品に係る特例納税申告書が提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。ただし、他の法律の規定によりその原料又は材料として消費し、又は使用的した課税物品に係る内国消費税額に相当する金額の控除又は還付を受ける場合は、この限りでない。

第十七条の見出しを「(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等)」に改め、同条第一項中「含む。次項」を「含む。以下この条に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に

次の二項を加える。

4 特例申告に係る課税物品のうち第一項各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出する場合(同項第一号又は第二号に掲げる物品にあつては、返送のため輸出する場合に限る)において、当該課税物品が当該課税物品に係る特例納税申告書の提出前に保税地域に入られたもの(たゞこ税法第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く)であります。かつ、当該課税物品を当該特例納税申告書の提出前に輸出したときは、当該特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。

5 前項に規定する課税物品を輸出に代えて廃棄することができると認められる場合において、これを当該課税物品に係る特例納税申告書の提出前に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて当該特例納税申告書の提出前に廃棄したとき(たゞこ税法第十五条第三項の規定の適用を受ける場合を除く)は、当該特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を当該課税物品の引取りに係る課税物品を除く。次項において同じ。)を加え、「第六条第二項」を「第六条第四項」に改める。

第一十九条第一項中「引き取られる課税物品」の下に「(特例申告に係る課税物品を除く。次項において同じ。)」を加え、「第六条第二項」を「第六条第四項」に改める。

第十四条第一項第一号中「第十六条第九項」を「第十六条第十項」に改め、同条第一号中「第十六条第十項」を「第十六条第十一項」に改める。

(地方道路税法の一部改正)

第八条 地方道路税法(昭和三十年法律第百四号)

の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項第一号及び第二項中「は揮発油税法を、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第九条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第一六号)の一部を次のように改正する。

第八十九条の二第九項中「又は第十六条の三第一項」を、特例輸入者又は第十六条の二第一項に、「同法」を、「販売又は保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法に、「又は揮発油税法を、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法」に改める。

第九十条の四第一項中「石油精製業者で政令で定めるもの」の下に「特例輸入者」を加え、「消費若しくは」を、「販売若しくは保税地域からの引取り」と、「消費又は」を「又は販売」に改める。

第九十条の五第五項中「石油精製業者で政令で定めるもの」の下に「特例輸入者」を加え、「若しくは」を、「販売若しくは保税地域からの引取り」に、「消費又は」の下に「販売」を加える。

第九十条の六第三項中「石油精製業者で政令で定めるもの」の下に「特例輸入者」を加え、「若しくは」を、「販売若しくは保税地域からの引取り」に改め、「貯蔵又は」の下に「販売」を加える。

第九十条の六第三項中「石油精製業者で政令で定めるもの」の下に「特例輸入者」を加え、「若しくは」を、「販売若しくは保税地域からの引取り」に改め、「貯蔵又は」の下に「販売」を加える。

(揮発油税法の一部改正)

第十一条 挥発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条 挥発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条 第一項第一号中「保税地域から引取るうとする」を「引取りに係る」に改め、同条第十六条第一号中「保税地域から引取るうとする」を「引取りに係る」に改める。

に次の二項を加える。

3 第一項に規定する者がその引取りに係る揮発油につき関税法第七条の二第一項(特例申告)に規定する特例申告を行う場合には、当該揮発油に係る第一項の申告書の提出期限は、当該揮発油の引取りの日の属する月の翌月末日とする。

第十二条の二第一項中「引き取る時」の下に「(同条第三項の場合にあつては、当該申告書の提出期限)」を加える。

第十三条第二項中「引き取る時」の下に「(その引取りに係る揮発油につき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ者を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 挥発油を保税地域から引き取るうとする者(その引取りに係る揮発油につき関税法第七条の二第一項に規定する特例申告を行ふ者に限る。第二十四条において「特例輸入者」というう)が、第十二条第一項の規定による申告書を同条第三項の提出期限内に提出した場合において、前条第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第十二条第一項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当する揮発油税の納期限を延長することができる。

第十二条 第一項第一号イの(1)中「申告又は承認」の下に「又は第十七条第一項(同条第三項の場合に限る。)」を加える。

(通関業法の一部改正)

第十二条 通関業法(昭和四十一年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号イの(1)中「申告又は承認」の下に「若しくは指定」を加え、「又は承認を得る」を「若しくは承認を得、又は指定を受け」に、「積みもどし」を「積戻し」に改め、同号イの(1)の(3)を同号イの(1)の(4)とし、同号イの(1)の(2)を同号イの(1)の(3)とし、同号イの(1)の(1)に次のように加える。

二 関税法第七条の二第一項の承認又は指定の申請

第十七条第一項第一号中「保税地域から引き取るうとする」を「引取りに係る」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項に規定する者がその引取りに係る課税石油ガスにつき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ場合には、当該課税石油ガスに係る第一項の申告書の提出期限は、当該課税石油ガスの引取りの日の属する月の翌月末日とする。

第十九条第一項中「引き取る時」の下に「(同条第三項の場合にあつては、当該申告書の提出期限)」を加える。

第二十条第二項中「引き取る時」の下に「(その引取りに係る課税石油ガスにつき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ者を除く。)」を加える。

第二十四条中「販売業者」の下に「課税石油ガスを保税地域から引き取るうとする者(その引取りに係る課税石油ガスにつき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ者に限る。)」を加える。

第二十五条第一号中「第十六条第一項」の下に「又は第十七条第一項(同条第三項の場合に限る。)」を加える。

(通関業法の一部改正)

第十二条 第一項第一号イの(1)中「申告又は承認」の下に「若しくは承認を得、又は指定を受け」に、「積みもどし」を「積戻し」に改め、同号イの(1)の(3)を同号イの(1)の(4)とし、同号イの(1)の(2)を同号イの(1)の(3)とし、同号イの(1)の(1)に次のように加える。

二 関税法第七条の二第一項の承認又は指定の申請

第四号中「第二百二十二条の二」を「第二百二十二条の三」に改める。

第五条中「第七条の四第一項」を「第七条の十六第一項」に改める。

第六条〔石油税法の一部改正〕

第七条〔石油税法(昭和五十二年法律第二十五号)〕の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「保税地域から引き取ろうとする」を「引取りに係る」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項に規定する者(次条第一項の承認を受けた者を除く。)がその引取りに係る原油等につき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う場合には、当該原油等に係る第一項の申告書の提出期限は、当該原油等の引取りの日の属する月の翌月末日とする。

第十七条第一項中「引き取らうとする者」の下に「(同条第三項の場合にあつては、当該申告書の提出期限)」を加え、「同項第四号」を同条第一項第四号に改める。

第十八条第二項中「引き取らうとする者」の下に「(その引取りに係る原油等につき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ者を除く。)」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 原油等を保税地域から引き取らうとする者(その引取りに係る原油等につき関税法第七条の二第二項に規定する特例申告を行う者に限る。)第一項において「特例輸入者」といふ。(第一項の規定による申告書を第十四条第一項の規定による申告書記載した同条第二項の提出期限内に提出した場合において、前条第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第十四条第一項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同条第四号に掲げる石油税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したとき

は、当該税関長は、二月以内、当該担保の額に相当する石油税の納期限を延長することができる。

第七条〔石油税法(昭和五十二年法律第二十五号)〕の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「第十三条规定第一項」の下に「、特例輸入者」を加え、「若しくは販売」を、「販売若しくは保税地域からの引取りに改める。

第十五条〔石油税法(昭和五十九年法律第七十号)〕の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「保税地域から引き取らうとする」を「引取りに係る」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項に規定する者がその引取りに係る製造たばこにつき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う場合には、当該製造たばこの引取りに次の一項を加える。

第十九条第一項中「引き取らうとする者」の下に「(その引取りに係る製造たばこにつき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ者を除く。)」を加え、「同項第四号」を同条第一項第四号に改める。

第二十条第一項中「引き取らうとする者」の下に「(その引取りに係る製造たばこにつき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ者を除く。)」を加え、「同項第四号」を同条第一項第四号に改める。

第二十一条第一項中「引き取らうとする者」の下に「(その引取りに係る製造たばこにつき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ者を除く。)」を加え、「同條に次の一項を加える。

3 製造たばこを保税地域から引き取らうとする者(その引取りに係る製造たばこにつき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行ふ者に限る。以下「特例輸入者」という。)が、第十四条第一項の規定による申告書を同条第二項の提出期限内に提出した場合において、前条第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第十四条第一項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同条第四号に掲げる石油税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したとき

は、当該税関長は、二月以内、当該担保の額に相当する石油税の納期限を延長することができる。

第二十二条第一項第一号中「第十三条规定第一項」の下に「、特例輸入者」を加え、「若しくは販売」を、「販売若しくは保税地域からの引取りに改める。

第二十三条〔石油精製業者で政令で定めるものの下に「特例輸入者」を加え、「若しくは販売」を、「販売若しくは保税地域からの引取りに改める。」を加える。

(たばこ税法の一部改正)

第二十四条〔たばこ税法(昭和五十九年法律第七十号)〕の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「保税地域から引き取らうとする」を「引取りに係る」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項に規定する者がその引取りに係る製造たばこにつき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う場合には、当該製造たばこの引取りに次の一項を加える。

第二十六条第一項中「第十七条第一項」の下に「(又は第十八条第一項(同条第三項の場合に限る。)を加える。)」を加える。

第二十七条第一項中「又は製造たばこの販売業者」を「、製造たばこの販売業者又は特例輸入者」に、「又は販売」を、「販売又は保税地域からの引取りに改める。

第二十八条第一項中「第十七条第一項」の下に「(又は第十八条第一項(同条第三項の場合に限る。)を加える。)」を加える。

第二十九条〔消費税法(昭和六十二年法律第八号)〕の一部を次のように改正する。

第三十条第一項十九号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号の次に次の二号を加える。

十八 特例申告書 第四十七条第一項の規定による申告書(同条第三項の場合に限るものとし、当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。)をいう。

第三十一条第一項中「課税仕入れを行つた場合又は保税地域から課税貨物を引き取つた場合に、当該課税仕入れを行つた日又は当該課税貨物を引き取つた日を「行う課税仕入れ又は保税地域からの引取りに係る」に改め、同項第二項中「中の課税仕入れ及び課税貨物に係る」を「における」に改め、同項第四項中「保税地域から引き取つた」を「当該課税期間における第一項に規定する保税地域からの引取りに係る」に改め、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、「同項第六項中「をいい」の下に「、第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物とは、保税地域から引き取つた課税貨物又は特例申告書の提出若しくは特例申告に関する決定に係る課税貨物を引き取つた日を「行う課税仕入れ又は保税地域からの引取りに係る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を加え、同條第八項第二号中「保税地域から引き取つた課税貨物を「第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物」に改め、「年月日」の下に「課税貨物につき特例申告書を

に記載すべき第四十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額につき決定(国税通則法第二十五条(決定)の規定による決定をいう。以下この号において同じ。)があつた場合を含む。(以下同じ。)当該特例申告書を提出した日又は当該申告に係る決定(以下「特例申告に関する決定」という。)の通知を受けた日

第三十二条第二項中「消費税額及び保税地域から引き取つた」を「消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る」に改め、同項第一号中「保税地域から引き取つた」を「当該課税期間における前項に規定する保税地域からの引取りに係る」に改め、「同項第二号中「中の課税仕入れ及び課税貨物に係る」を「における」に改め、同項第四項中「保税地域から引き取つた」を「当該課税期間における第一項に規定する保税地域からの引取りに係る」に改め、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、「同項第六項中「をいい」の下に「、第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物とは、保税地域から引き取つた課税貨物又は特例申告書の提出若しくは特例申告に関する決定に係る課税貨物を引き取つた日を「行う課税仕入れ又は保税地域からの引取りに係る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を加え、同條第八項第二号中「保税地域から引き取つた課税貨物を「第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物」に改め、「年月日」の下に「課税貨物につき特例申告書を

提出した場合には、保税地域から引き取った年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日)」を加え、同条第九項第三号口中「年月日」の下に「(課税貨物に引き取った場合には、保税地域から引き取ることができる」となつた年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日)」を加える。

第三十二条第四項中「引き取った課税貨物に係る」を「の引取りに係る課税貨物に係る」に改める。

第三十六条中「中に保税地域から引き取った」を「における保税地域からの引取りに係る」に改める。

第五十条第一項第一号中「保税地域から引き取ろうとする」を「引取りに係る」に改め、同条第一項に規定する者がその引取りに係る課税貨物につき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う場合には、当該課税貨物に係る第一項の申告書の提出期限は、当該課税貨物の引取りの日の属する月の翌月末日とする。

第五十条第一項中「引き取る時」の下に「(同条第三項の場合にあつては、当該申告書の提出期限)」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第二号」に改める。

に対応する等の見地から、関税率等について所要の改正を行うとともに、納税申告の前に輸入貨物の引取りを可能とする等のため所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 原油及び石油製品関税の改正

(1) 原油の関税率の期限延長等

原油の関税率について、現行平成十四年三月三十日までの期限を平成十八年三月三十一日まで延長することとする。ただし、平成十四年四月一日からの税率は一七〇円／㎘(現行二一五円／㎘)に引き下げるここととする。

(2) 石油製品の関税率の引下げ

石油製品の関税率について、平成十四年四月一日から所要の引下げを行うこととする。

2 関税率等の改正

粗糖の関税率の撤廃、精製糖等の関税率の引下げ、希土類金屬等の関税率の撤廃等を行うこととする。

3 減税及び戻し税制度等の改正

(1) 戻し税制度等の改正

個人的な使用に供する一定の輸入貨物を返送する場合等にその貨物について納付した税金を払い戻すことができるなどする等、戻し税制度等について所要の改正を行うこととする。

(2) 加工再輸入減税制度の改正

加工再輸入減税制度の対象品目に、皮革製品(革靴並びに野球用のグローブ及びミットを除く。)を追加することとする。

(3) 暫定税率の適用期限の延長

暫定税率の適用期限の到来

する暫定税率について、その適用期限を一年間延長することとする。

5 関税の還付制度の適用期限の延長

平成十二年三月三十一日に適用期限の到来する石油関係の関税の還付制度について、その適用期限を一年間延長することとする。

6 納税申告前の輸入貨物の引取り

輸入者の利便性の向上等のため、法令遵守の確保を図りつつ、あらかじめ税関長の承認を受けている輸入者が、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、納税申告の前にこれを引き取ることを可能とする等、所要の改正を行うこととする。

7 罰金額の引上げ等

覚せい剤、銃砲等の輸入禁制品を輸入した場合の罰金額を引き上げる等のため、所要の改正を行うこととする。

8 その他の改正

(1) 外国貿易等に関する統計について、磁気テープ以外の一定の記録媒体による提供を可能とすることとする。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

9 施行期日
この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十二年四月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、粗糖等の関税率の撤廃又は引下げを行い、平成十四年度に原油等の関税率を引き下げた上で平成十七年度までの暫定税率を設定するとともに、個人的な使用に供する一定の輸入貨物を返送する場合等に戻し税

制度を適用するほか、平成十二年三月三十一日に適用期限の到来する関税の還付制度及び暫定税率の適用期限の延長等を図るために所要の改正を行おうとするものである。

並びに関税暫定措置法について、輸入者の利便性の向上等のため法令遵守の確保を図りつつ納税申告の前に輸入貨物の引取りを可能とするほか、覚せい剤、銃砲等の輸入禁制品を輸入した場合の罰金額を引き上げる等のため関税法について、それぞれ所要の改正を行おうとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成十二年度における減収見込額は、約五十億円である。

右報告する。

平成十二年三月十四日

大蔵省長 金子 一義
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮し、国民経済的観点に立って国民生活の安定に寄与するよう努めること。

二、関税率の改正に当たっては、適正・公平な課税の確保により一層努めること。

三、関税率の改正に当たっては、家庭実習の下に情報、情報実習を、「水産実習」の下に「福祉、福祉実習」を加える。

四、関税率の改正に当たっては、第十七条の二中「養護訓練」を「自立活動」に改める。

五、関税率の改正に当たっては、第十二条及び第十三条を次のように改める。

六、関税率の改正に当たっては、第十二条及び第十三条を次のように改める。

七、関税率の改正に当たっては、第十二条及び第十三条を次のように改める。

八、関税率の改正に当たっては、第十二条及び第十三条を次のように改める。

下で、従来にも増した税關の執行体制整備と事務の一層の機械化・合理化の促進に特段の努力を行うこと。

一、国際化の著しい進展、相互依存等による貿易量、出入国者数の伸長等に伴う業務量の増大、

銃砲、覚せい剤をはじめとする不正薬物、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの国際的・社会的重要な性に

かんがみ、税関業務の一層の重点化、効率化に努めるとともに、今後とも税関業務の特殊性を考慮し、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する税關職員について、定員の確保はもとより、その待遇改善並びに機構・職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。

官 報 (号 外)

二一 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)の規定により、前号に掲げる教科について高等学校教諭の普通免許状の交付又は授与を受けている者

この法律の施行の際現に旧法又は教育職員免

適用については、なお従前の例による。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

うえで妥当なものと認め、可決すべきものと議
決した次第である。

文教委員長 鈴木 恒夫

環境衛生関係官業の運営の適

右の議案を提出する。

拂出卷

卷之三

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法

条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する事項

法律(昭和二十二年法律第二百六十四号)の一部
次のように改正する。

題名を次のように改める。

環境衛生監督に関する法律

由次中「第五十七條の十四」を「第五十七條の五」に改める。

第一條中「健全化等」を「健全化、振興等」に改

第八条第一項中第十一号を第十二号とし、第

二号の次に次の二号を加える。

の地域社会の福祉の増進に関する事業につ

の実施に資する事業

平成十二年三月十六日 衆議院会議録第十一号

教育職員免許法等の一部を改正する法律案及び同報告書　**環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案**

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第
九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十八号及び第八条第一項第
四号中「環境衛生関係営業の運営の適正化に關
する法律」を「環境衛生関係営業の運営の適正化
及び振興に関する法律」に改める。

第二十一条 厚生労働省設置法の一部を次のよう
に改正する。

第四条第一項第二十八号及び第八条第一項第
四号中「環境衛生関係営業の運営の適正化及び
振興に関する法律」を「生活衛生関係営業の運営
の適正化及び振興に関する法律」に改める。

(中央省庁等改革のための国行政組織関係法
律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十二条 中央省庁等改革のための国行政組
織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年
法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第九十五条(見出しを含む。)中「環境衛生関係
営業の運営の適正化に関する法律」を「環境衛生
関係営業の運営の適正化及び振興に関する法
律」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改
正)

第二十三条 中央省庁等改革関係法施行法(平成
十一年法律第百六十号)の一部を次のように改
正する。

第六百五十二条(見出しを含む。)中「環境衛生
関係営業の運営の適正化に関する法律」を「環境
衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する
法律」に改める。

附則第三条のうち厚生労働省設置法第八条第
一項第四号の改正規定中「環境衛生関係営業の

運営の適正化に関する法律」を「環境衛生関係営
業の運営の適正化及び振興に関する法律」に改
める。

環境衛生関係営業を取り巻く状況にかんがみ、
題名及び目的規定に環境衛生関係営業の振興を加
え、環境衛生同業組合等の事業に組合員の営業に
係る地域社会の福祉の増進に関する事業の実施に
資する事業を加え、国及び地方公共団体の環境衛
生同業組合等に対する援助に関して規定すると
もに、「環境衛生」の文言を「生活衛生」に改める等
の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。

理由

保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に
対して継続的に食事を供給する施設における利用
者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じ
た特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの
施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うこと
を業とする者」に改める。

第二条第一項中「にならうとする者」を「の免許」
に、「修得し、都道府県知事の免許を受けなければ
ならない」を「修得した者に対して、都道府県知
事が与える」に改め、同条に次の二項を加える。

管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に
合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

第三条中「一に」と「いずれかに」に、「に対して
は」を「には」に改め、「管理栄養士」の下に「又は管理栄
養士」を加え、「与えない」を「与えないことがあ
る」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「で
あつて、同条に規定する業務を行つに適しない
者」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号
中「であつて、第一条に規定する業務を行つに適
しない者」を削り、同号を同条第二号とする。

第三条の次に次の二条を加える。

第五条の二 都道府県に栄養士名簿を備え、栄養
士の免許に関する事項を登録する。

第三条の二 都道府県に栄養士名簿を備え、管理栄
養士の免許に関する事項を登録する。

第五条の三第一項中「栄養の指導に関する高度
の専門的」を「管理栄養士として必要な」に改め、
同条第二項を削り、同条を第五条の二とする。

第五条の四中「一に」と「いずれかに」に改め、同
条第一号中「二年以上」を「三年以上」に改め、同条
第二号中「一年以上」を「二年以上」に改め、同条
三号中「卒業した」を「卒業して栄養士の免許を受
けた後厚生労働省令で定める施設において一年以
上栄養の指導に従事した」に改め、同条に次の二
号を加える。

第五条の二 都道府県知事は、栄養士の免許を与えたとき
は、栄養士免許証を交付する。

第五条の三 管理栄養士の免許は、都道府県知事が栄養士
の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要
な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に
応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の

厚生労働大臣は、管理栄養士の免許を与えた
ときは、管理栄養士免許証を交付する。

第五条中「一に」と「いずれかに」に改め、「(その
者が管理栄養士であるときは、管理栄養士の名称
を含む。)」を削り、「を停止する」を「の停止を命ず
る」に改め、同条に次の二項を加える。

管管理栄養士が第三条各号のいずれかに該当す
るに至つたときは、厚生労働大臣は、当該管理
栄養士に対する免許を取り消し、又は一年以内
の期間を定めて管理栄養士の名称の使用の停止
を命じることができる。

都道府県知事は、第一項の規定により管理栄
養士の免許を取り消し、又は管理栄養士の名称の
使用の停止を命じたときは、速やかに、その旨を厚生
労働大臣に通知しなければならない。

厚生労働大臣は、第二項の規定により管理栄
養士の免許を取り消し、又は管理栄養士の名称
の使用の停止を命じたときは、速やかに、その
旨を当該処分を受けた者が受けている栄養士の
免許を与えた都道府県知事に通知しなければな
らない。

第五条の二を削る。

第五条の三第一項中「栄養の指導に関する高度
の専門的」を「管理栄養士として必要な」に改め、
同条第二項を削り、同条を第五条の二とする。

第五条の四中「一に」と「いずれかに」に改め、同
条第一号中「二年以上」を「三年以上」に改め、同条
第二号中「一年以上」を「二年以上」に改め、同条
三号中「卒業した」を「卒業して栄養士の免許を受
けた後厚生労働省令で定める施設において一年以
上栄養の指導に従事した」に改め、同条に次の二
号を加える。

第五条の二 都道府県知事は、栄養士の免許を与えたとき
は、栄養士免許証を交付する。

第五条の三 管理栄養士の免許は、厚生労働大臣が管理栄
養士名簿に登録することによつて行う。

第五条の四中「一に」と「いずれかに」に改め、同条
第一号中「二年以上」を「三年以上」に改め、同条
第二号中「一年以上」を「二年以上」に改め、同条
三号中「卒業した」を「卒業して栄養士の免許を受
けた後厚生労働省令で定める施設において一年以
上栄養の指導に従事した」に改め、同条に次の二
号を加える。

第五条の二 都道府県知事は、栄養士の免許を与えたとき
は、栄養士免許証を交付する。

第五条の三 管理栄養士の免許は、厚生労働大臣が管理栄
養士名簿に登録することによつて行う。

第五条の四中「一に」と「いずれかに」に改め、同条
第一号中「二年以上」を「三年以上」に改め、同条
第二号中「一年以上」を「二年以上」に改め、同条
三号中「卒業した」を「卒業して栄養士の免許を受
けた後厚生労働省令で定める施設において一年以
上栄養の指導に従事した」に改め、同条に次の二
号を加える。

第五条の二 都道府県知事は、栄養士の免許を与えたとき
は、栄養士免許証を交付する。

第五条の三 管理栄養士の免許は、厚生労働大臣が管理栄
養士名簿に登録することによつて行う。

第五条の四中「一に」と「いずれかに」に改め、同条
第一号中「二年以上」を「三年以上」に改め、同条
第二号中「一年以上」を「二年以上」に改め、同条
三号中「卒業した」を「卒業して栄養士の免許を受
けた後厚生労働省令で定める施設において一年以
上栄養の指導に従事した」に改め、同条に次の二
号を加える。

第五条の二 都道府県知事は、栄養士の免許を与えたとき
は、栄養士免許証を交付する。

第五条の三 管理栄養士の免許は、厚生労働大臣が管理栄
養士名簿に登録することによつて行う。

第五条の四中「一に」と「いずれかに」に改め、同条
第一号中「二年以上」を「三年以上」に改め、同条
第二号中「一年以上」を「二年以上」に改め、同条
三号中「卒業した」を「卒業して栄養士の免許を受
けた後厚生労働省令で定める施設において一年以
上栄養の指導に従事した」に改め、同条に次の二
号を加える。

第五条の二 都道府県知事は、栄養士の免許を与えたとき
は、栄養士免許証を交付する。

第五条の三 管理栄養士の免許は、厚生労働大臣が管理栄
養士名簿に登録することによつて行う。

第五条の四中「一に」と「いずれかに」に改め、同条
第一号中「二年以上」を「三年以上」に改め、同条
第二号中「一年以上」を「二年以上」に改め、同条
三号中「卒業した」を「卒業して栄養士の免許を受
けた後厚生労働省令で定める施設において一年以
上栄養の指導に従事した」に改め、同条に次の二
号を加える。

第五条の二 都道府県知事は、栄養士の免許を与えたとき
は、栄養士免許証を交付する。

第五条の三 管理栄養士の免許は、厚生労働大臣が管理栄
養士名簿に登録することによつて行う。

第五条の四中「一に」と「いずれかに」に改め、同条
第一号中「二年以上」を「三年以上」に改め、同条
第二号中「一年以上」を「二年以上」に改め、同条
三号中「卒業した」を「卒業して栄養士の免許を受
けた後厚生労働省令で定める施設において一年以
上栄養の指導に従事した」に改め、同条に次の二
号を加える。

四 修業年限が四年である養成施設であつて、学校(学校教育法第一条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第八十二条の二の専修学校及び同法第八十三条の各種学校をいう。以下この号において同じ。)であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの(以下「管理栄養士養成施設」という。)を卒業した者

第五条の四を第五条の三とする。

第五条の五を削る。

第五条の六を第五条の四とし、同条の次に次の二条を加える。

第五条の五 管理栄養士は、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導を行うに当たつては、主治の医師の指導を受けなければならない。

第六条第一項中「用いて」の下に「第一条第二項に規定する業務を行つて」を加え、同条第二項中「管理栄養士の」を「管理栄養士又はこれに類似する」に改め、「用いて」の下に「第一条第二項に規定する業務を行つて」を加える。

第七条中「免許証及び」を「及び免許証」に、「登録及び試験」を「免許及び免許証、管理栄養士養成施設、管理栄養士国家試験」に改める。

第八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第五条第一項の規定により栄養士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、栄養士の名称を使用して第一条第一項に規定する業務を行つたもの

二 第五条第二項の規定により管理栄養士の名

称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、管理栄養士の名称を

を命ぜられたものとみなす。

三 第六条第一項の規定に違反して、栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

四 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

五 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

六 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

七 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

八 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

九 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

十 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

十一 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

十二 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

十三 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

十四 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

十五 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

十六 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

十七 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

十八 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

十九 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

二十 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

第二項の指定を受けている養成施設は、新法第五条の三(第四号の指定を受けたものとみなす。)(管理栄養士国家試験に関する経過措置)

第五条 平成十七年三月三十一日までの間は、新法第五条の二中「管理栄養士として必要な」とあるのは、「栄養の指導に関する高度の専門的」と読み替えるものとする。

第六条第一項第二項の規定による管理栄養士(又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者)

第七条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「厚生労働省設置法の一部改正」

第八条 登録免許税法(平成十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第五条 平成十七年三月三十一日までの間は、新法第五条の二の規定による管理栄養士国家試験についている者は、新法第五条の三の規定を適用せず、旧法第五条の三第二項及び第五条の四の規定は、なおその効力を有する。

第六条 この法律の施行の日の前日において旧法第五条の第三項に規定する者である者は、平成十七年四月一日以後も、新法第五条の三の規定にかかるらず、管理栄養士国家試験を受けることができる。

第七条 この法律の施行の日の前日において旧法第五条の第三項に規定する者である者は、平成十七年四月一日以後も、新法第五条の三の規定にかかるらず、管理栄養士国家試験を受けることができる。

第八条 この法律の施行の日の前日において旧法第五条の第三項に規定する者である者は、平成十七年四月一日以後も、新法第五条の三の規定にかかるらず、管理栄養士国家試験を受けることができる。

第九条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第十二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の栄養士法(以下「旧法」という。)第五条の二に規定する管理栄養士名簿に登録を受けて

(旧法に規定する管理栄養士名簿に登録を受けている者)

改正前の栄養士法(以下「旧法」という。)第五条の二に規定する管理栄養士名簿に登録を受けて

(旧法に規定する管理栄養士名簿に登録を受けている者)

改正前の栄養士法(以下「旧法」という。)第五条の二に規定する管理栄養士名簿に登録を受けて

(旧法に規定する管理栄養士名簿に登録を受けている者)

改正前の栄養士法(以下「旧法」という。)第五条の二に規定する管理栄養士名簿に登録を受けて

(旧法に規定する管理栄養士名簿に登録を受けている者)

改正前の栄養士法(以下「旧法」という。)第五条の二に規定する管理栄養士名簿に登録を受けて

則の適用については、なお従前の例による。(登録免許税法の一部改正)

第十三条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「厚生労働省設置法(平成十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第十五条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第十六条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第十七条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第十八条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第十九条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第二十条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第二十一条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第二十二条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第二十三条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第二十四条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第二十五条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第二十六条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第二十七条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第二十八条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第二十九条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第三十条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第三十一条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

第三十二条 第四条第一項第二十二号中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加える。

右 国会に提出する。

内閣総理大臣 小渕 恵三

平成十二年一月七日

第二十一条第一項の表四の項利率の欄中「この表」を「この条」に改め、同表五の項及び六の項を次のように改める。	規第六十項七金よの条	をうげ四び貸に掲第金め政金の除貸に以共ちる号同付対け二く付対外団地者に項金する者に項付定金すの体方の掲第及る者
ハ 既存住宅の購入及び借地権の取得をする目的又は借地権の取扱いを目的とする貸付金	イ 又は災害復興住宅の購入及び供しのための新築の賃貸付の建設	ハ 既存住宅の購入及び借地権の取扱いを目的とする貸付金
内年五・五パーセント以内で公庫の定める率	内年五・五パーセント以内で公庫の定める率	内年五・五パーセント以内で公庫の定める率
内年五・五パーセント以内で公庫の定める率	内年五・五パーセント以内で公庫の定める率	内年五・五パーセント以内で公庫の定める率

第二十一条第一項の表七の項の次に次のように加える。 5 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付けを受けて既存住宅を購入する者が、これと併せて同条第五項の規定による貸付けを受けて当該既存住宅について優良住宅改良を行う場合における第一項の表一の項及び四の項の規定の適用については、同表一の項利率の欄中「住宅の構造」とあるのは「改良後において住宅の構造」と、同項ハ償還期間の欄中「主務省令」とあるのは「改良後において主務省令」と、「当該住宅」とあるのは、改良後において当該住宅」と、同表四の項償還期間の欄中「二十年以内」とあるのは「二十五年以内(改良後において主務省令で定める基準に該当する耐久性を有する住宅に係る貸付	第二十一条第一項の表七の項の次に次のように加える。 5 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付けを受けて既存住宅を購入する者が、これと併せて同条第五項の規定による貸付けを受けて当該既存住宅について優良住宅改良を行う場合における第一項の表一の項及び四の項の規定の適用については、同表一の項利率の欄中「住宅の構造」とあるのは「改良後において住宅の構造」と、同項ハ償還期間の欄中「主務省令」とあるのは「改良後において主務省令」と、「当該住宅」とあるのは、改良後において当該住宅」と、同表四の項償還期間の欄中「二十年以内」とあるのは「二十五年以内(改良後において主務省令で定める基準に該当する耐久性を有する住宅に係る貸付
内年五・五パーセント以内で公庫の定める率	内年五・五パーセント以内で公庫の定める率
内年五・五パーセント以内で公庫の定める率	内年五・五パーセント以内で公庫の定める率
内年五・五パーセント以内で公庫の定める率	内年五・五パーセント以内で公庫の定める率

第二十一条第一項の表七の項の次に次のように加える。 八 第十七条第七項の規定による貸付金の転貸又は災害復興住宅の補修目的とする移転	六 第十七条第七項の規定による貸付金
内年五・五パーセント以内で公庫の定める率	内年五・五パーセント以内で公庫の定める率
内年五・五パーセント以内で公庫の定める率	内年五・五パーセント以内で公庫の定める率
内年五・五パーセント以内で公庫の定める率	内年五・五パーセント以内で公庫の定める率

当該住宅に準ずる耐久性を有するものとして
金にあつては三十五年以内、改良後において
主務省令で定める基準に該当する住宅に係る
貸付金にあつては三十年以内」とする。

一項」を第一「十七条の三第四項」に改め、「住宅宅地債券」の下に「(以下)」の条において単に「住宅宅地債券」という。」を加え、「第十七条第一項又は第二項第一号の規定による」を次に掲げるに改め、「第二十条第一項」の下に及び第五項」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、「金額と」の下に「同表及び同条第五項中」を加え、同項に次の各号を加える。

「合理的的土地利用耐火建築物等」を「合理的的土地利用耐火建築物等」に改め、同条第二項中「者」の下に「第二十一条の七第一項を除き、」を加え、同条第七項中「主務大臣の認可を受けて」を削る。

一 いうのを發行することができる。
二 自ら居住するため住宅を必要とする者であつて、第十七条第一項、第二項第一号、第十項又は第十一項の規定による貸付けを受けることを希望するもの。

二 第十七条第四項の規定による賃付金(同項第三号の規定による賃付金を除く。)に係る土地又は借地権を譲り受けることを希望

下「財形住宅債券」を「若しくは第三項の規定による債券（以下この条において単に「債券」といふ。）」に改め、同条第六項中「財形住宅債券」を「債券」に改め、「金融機関その他民間の団体」を「主務省令で定める金融機関」に改める。

三　自ら居住する住宅の改良を行う者又は区分所有に係る建築物の共用部分の改良を行なう當該建築物の区分所有者の団体であつて、第十七条第五項の規定による貸付けを受けることを希望するもの

第一十七条の三に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第二十七条の三の見出しを「債券の発行」に改め、同条第七項中「ほか」の下に「、公庫債券」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中

公庫は、主務大臣の認可を受けて、住宅金融公庫債券（以下「公庫債券」という。）を発行することができる。

「又は信託会社」を、「信託会社又は証券業者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「主務大臣の認可を受けて」を「公庫債券」に、

2 前項に定めるもののほか、公庫は、公庫債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、公庫債

「銀行又は信託会社」を「本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者」に改め、同項を同条第七項として、同条第四項を同条第六項とし、同条

（政府保証）
券を発行することができる。
第二十七条の三の次に次の四条を加える。

第三項中「第一項の規定による」を「公庫債券(当該公庫債券に係る債権が第二十七条の五の規定によるとき)に付する債権により当該債権を

第二十七条の四 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるら

に基き「き信託された算付債務より担保されて
いるものを除く。」に改め、「前項の規定によ
る」を削り、「先だつて」を「先立つて」に改め、

法律第二百四号第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前条第一項の規定により発行する

同項を同条第五項とし、同条第一項を削り、同

公庫債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規

下「財形住宅債券」という。」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。
4 公庫は、主務大臣の認可を受け、次に掲げる者が引き受けるべきものとして、住宅金

2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。次項において同じ。)について保証することができる。

定める金融機関」に改め、同項第一号中「中高層

る債務について、保証することができる。

(公庫債券の担保のための貸付債権の信託)

第二十七条の五 公庫は、主務大臣の認可を受けて、公庫債券に係る債務(前条の規定により政府が保証するものを除く。)の担保に供するため、その貸付債権の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関次条において「信託会社等」という。)に信託することができる。

(資金の調達のための貸付債権の信託等)

第二十七条の六 公庫は、主務大臣の認可を受けて、貸付け(財形住宅貸付けを除く。)に要する資金を調達するため、その貸付債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡することができる。

第二十七条の七 公庫は、前二条の規定により、貸付債権を信託するときは、当該信託の受託者から次に掲げる業務の全部を受託しなければならない。

一 当該貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務

二 当該貸付債権に係る貸付金の回収に関する業務

三 第二十三条第一項第一号に規定する主務省令で定める金融機関に対し、前項の規定により受託した同項各号に掲げる業務(支払方法変更手数料の徴収を含む。)を委託することができる。同条第二項から第六項までの規定は、この場合について準用する。

第二十八条第一項に次の一号を加える。

四 前二号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。

第三十二条を削る。

第三十三条第一項中「又は第八項」を「若しくは第八項又は第二十七条の七第一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第六章中第三十四条の前に次の二条を加える。(解散)

第三十三条 公庫の解散については、別に法律で定める。

第三十四条第二項中「行なう」を「行う」に、「中高層耐火建築物等」を合理的土地利用耐火建築物等に改める。

第三十五条第四項及び第三十五条の二第三項中「中高層耐火建築物等」を合理的土地利用耐火建築物等に改める。

第三十六条に改める。

第三十七条第十項又は第十一項の規定による貸付金で同条第十項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの(自ら居住するため住宅を必要とする者で第二十二条の三第三項第一項に規定する者以外のものに対する貸付金に限る。)

第三十八条第十項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの(自ら居住するため住宅を必要とする者で第二十二条の三第三項第一項に規定する者以外のものに対する貸付金に限る。)

第三十九条第一項及び同条第二項及び第五項に改める。

第四十条第一項に改める。

第四十一条第一項に改める。

第四十二条第一項に改める。

第四十三条第一項に改める。

第四十四条第一項に改める。

第四十五条第一項に改める。

第四十六条第一項に改める。

第四十七条第一項に改める。

第四十八条第一項に改める。

第四十九条第一項に改める。

第五十条第一項に改める。

第五十一条第一項に改める。

第五十二条第一項に改める。

第五十三条第一項に改める。

第五十四条第一項に改める。

第五十五条第一項に改める。

第五十六条第一項に改める。

一号の規定による貸付金のうち、同条第一項第一号に掲げる者で第二十二条の三第一項に規定する者以外のものに対する貸付金及び第十七条第一項第三号に掲げる貸付金に限る。)を「のうち次に掲げる貸付金に」、「及び第二項」を「第一項」に改め、「含む。」の下に及び第五項」を、「同条第一項の表」の下に「及び同条第五項」を加え、同項に次の各号を加える。

第一項又は第二項第一号の規定による貸付金(自ら居住するため住宅を必要とする者で第二十二条の三第一項に規定する者で第二十二条の三第三項第一項に規定する者による貸付金及び第十七条第一項第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。)

第一項第一項の表の一の項イ償還期間の欄中「以内」の下に「主要構造部を耐火構造とした住宅及びこれに準ずる耐久性を有するものとして主務省令で定める基準に該当する住宅以外の住宅に係る貸付金にあつては、三十五年以内」を加え、同条第一項中「同項の表」の項目償還期間の欄を「同項の表」の項目イ償還期間の欄中「三十一年以内」とあるのは「四十年以内」と、同項口償還期間の欄に、「四十年」を「四十年」に、「耐火構造の」を「主要構造部を耐火構造とした」に改める。

第二十一条の三第二項に規定する者に改め、附則第八項中「住宅積立郵便貯金の預金者」を「第二十二条の三第二項に規定する者」に改め。

附則第九項中「及び同条第一項」を「並びに同条第二項及び第五項」に、「及び四の項」を「四の項及び八の項」に改める。

附則第十項中「第二十二条第六項」を「第二十

一条第八項に改める。

第一条 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二条 第四号中「主要構造部を耐火構造とした」を「建築基準法第二条第九号の一イに掲げる基準に適合する」に改め、同条第六号中「主要構造部を耐火構造とした」を「建築基準法第二条第九号の二イに掲げる基準に適合する」に、「建築基準法第二条第九号の二イ」を「同条第九号の二イに改める。

第二十一条第一項の表の一の項イ償還期間の欄中「以内」の下に「主要構造部を耐火構造とした住宅及びこれに準ずる耐久性を有するものとして主務省令で定める基準に該当する住宅以外の住宅に係る貸付金にあつては、三十五年以内」を加え、同条第一項中「同項の表」の項目償還期間の欄を「同項の表」の項目イ償還期間の欄中「三十一年以内」とあるのは「四十年以内」と、同項口償還期間の欄に、「四十年」を「四十年」に、「耐火構造の」を「主要構造部を耐火構造とした」に改める。

第三条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第八条第二項の表一の項を次のように改める。

第三条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

官 報 (号 外)

平成十二年三月十六日 衆議院会議録第十二号

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第八条第二項の表備考中「二」を削り、「三」と「四」を「三」とし、「五」を「四」とし、「六」を「五」とし、「七」を「六」とする。

第八条第三項中「同項の表一」の項償還期間の欄「二」を「同項の表一」の項口及びハ「償還期間の欄」に、「五十年以内」と、「三十年以内」とあるの

は「四十年以内」を「四十年以内（耐火構造の住宅又はこれに準ずる耐久性を有するものとして主務省令で定める基準に該当する住宅）に係る賃付金にあっては、五十年以内」に改め、同条第十項中「第二十一条第六項」を「第二十二条第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条

			借地権の取得を目的とする貸付金
二 す権す入宅て るのる及で、防 資取土びあかか 付得地こるつ、住 金を又れも、宅 自はに既で 的借付の存あ と地隨講住つ	ハ 金を又れ住のす 目はに宅防るイ 的借付の寒防及 と地隨建住寒び す権す設宅住ロ るのる及で宅に 資取土びあ以規 付得地こる外定	貸取土びあ耐構つ外物 付得地こる火造て内中 金を又れ住構の高層 目はに宅造住か寒防寒耐 的借付のの宅つ住寒耐 と地隨建住又、宅住火 す権す設宅は耐で宅建 るのる及で準火あ以築	と借地権の取得を目的 する貸付金
当十借費存合購し過額既 すバ地及住に入た年(存 する「権お費既數入宅 セのびいを存に入宅 額ン価土標て超住応 ト額地準はえ宅じ額購 にの又購る標算が入 相八は入既場準定經価	額ン価土住 ト額地宅 にの又の 相八は建 当十借設 すバ地費 る「権及 金セのび	相十お細い以下この表 相当する金額 ト八に	相当する金額 ト八に
庫セは貸給の第法パに當定ト のン、付公う三第1つ初め 定ト年金社うち号セ めり以。方に掲條第一公 率内五あ対住げる一公 でパつす宅る供者項庫五間 公一てる供者項庫五間	庫セは貸給の第法パに當定ト のン、付公う三第1つ初め 定ト年金社うち号セ めり以。方に掲條第一公 率内五あ対住げる一公 でパつす宅る供者項庫五間	内三十五年以	内三十五年以
以て付宅該め務のをず該年で付宅をす基令内二 内は金に当る省と有る住以は金に有る準で(主 三に係す基令しす耐宅内三に係す耐に定主五 十あるる準でて久に、十あるる久該め務年 年つ貸住に定主も性準当五つ貸住性当る省以			

一項又は第二項第一号の規定による貸付けを受けて防寒住宅である既存住宅を購入する者が、これと併せて同条第五項の規定による貸付けを受けて当該既存住宅について優良住宅改良(公庫法第二十一条第一項の表四の項利率の欄に規定する優良住宅改良をいう。以下同じ。)を行う場合における第二項の表一の項の規定の適用については、同項利率の欄中の「住宅の構造」とあるのは「改良後において住宅の構造」と、同項二償還期間の欄中の「主務省令」とあるのは「(改良後において主務省令)と、「当該住宅」とあるのは「改良後において当該住宅」とする。

第八条の「第一項中「整備」の下に」「(以下「整地」という。)」を加え、同項の表を次のように改

条第五項の次に次の二項を加える。

（経過措置）

6 第一項第一号の規定による貸付けを受けて新築の特定災害復興住宅以外の特定災害復興住宅を購入する者が、これと併せて公庫法第十七条第五項の規定による貸付けを受けて当該特定災害復興住宅について優良住宅改良（公庫法第二十一条第一項の表四の項利率の欄に規定する優良住宅改良をいう。）を行う場合における前項の表一の項及び公庫法第二十一条第一項の表四の項の規定の適用については、前項の表一の項償還期間の欄中「建設省令・大蔵省令」とあるのは（改良後において

第二条 住宅金融公庫の貸付金の金額の限度、利率、償還期間及び据置期間に関する規定による改正後の住宅金融公庫法(附則第四条において「新公庫法」という。)の規定、第三条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法(附則第四条において「新促進法」という。)の規定及び第五条の規定による改正後の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の規定は、住宅金融公庫が平成十二年四月一日以後に申込みを受理した資本の貸付けから適用するものとし、住宅金融公庫が同日以前に申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

定める基準に該当する耐久性を有する住宅以外の住宅(住宅金融公庫法第十七条第一項の規定による貸付金に係るもの(既存住宅を除く。)に限り、次項において「耐久性基準に該当しない住宅」という。)に係る資金の貸付けであつて住宅金融公庫が平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に申込みを受理したものの(公庫承認済住宅に係る資金の貸付けについては、平成十四年四月一日以後に申込みを受理したものと含む。)についての新公庫法第二十二条第一項の表一の項目償還期間の欄並びに新促進法第八条第二項の表一の項目及びハ償還期間の欄の規定の適用については、これらの規定中「三十五年以内」とあるのは、「二十五年以内」とする。

庫法(次条において「新々公庫法」という。)の規定及び第四条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法(次条において「新々促進法」という。)の規定は、住宅金融公庫が附則第一条ただし書に規定する日(次条において「新基準法施行日」という。)以後に申込みを受理した資金の貸付けから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

第四条 新公庫法第十八条の二の規定(住宅金融公庫法第十七条第一項の規定による貸付金に係る

（同項第四号に掲げる者が建設する住宅で当該住宅の建設について同日前に住宅金融公庫の承認を受けたもの（以下）この条において「公庫承認四月一日以後に申込みを受理した資金の貸付けによる部分に限る）は、住宅金融公庫が平成十四年

第七十八条中「前条第八項」を「前条第九項」に、「同條第九項」を「同條第十項」に、「第二十一条第一項の表六の項」を「第二十二条第一項の表六の項」に改める。
表五の項に改める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条並びに附則第三条及び第四条第三項の規定は、建築基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第二百三号)の施行の日から施行する。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案及び同報告書

「、住宅金融公庫債券」を加え、同条第三項中「住宅金融公庫にあつては」の下に「住宅金融公庫債券及び」を加える。

(産業労働者住宅資金金融通法の一部改正)

第八条 産業労働者住宅資金金融通法(昭和二十八年法律第六十二号)の一部を次のように改正す

る。

第九条第一項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第八項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「中高層耐火建築物等」を「合理的な土地利用耐火建築物等」に改め、同条第三項中「中高層耐火建築物等」を「合理的な土地利用耐火建築物等」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第九条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「第二十七条の三第二

項」を「第二十七条の三第四項」に改める。

第十条第三項中「第八項」を「第九項」に、「同

条第五項」を「同条第六項」に、「第二十条第五

項」を「第二十条第六項」に改める。

第十一条中「第二十七条の三第一項」を「第二

十七条の三第三項」に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第十九条第六項中「第五項」の下に「、第十項」

を加える。

(特定市街化区域農地の固定資産税の適

正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正)

第十二条中「第五項」を「第七項」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第十三条中「第五項」を「第七項」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法(平成十

一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第九十六条のうち、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項、第五項の表備考二、第七項及び第九項の改正規定中「第五項の表備考二、第七項及び第九項」を「第五項の表備考二、第七項及び第九項に並びに第十項」に改める。

第十八条並びに第十項」に改める。

る等貸付条件を改善する」ととし、あわせて、同

公庫が住宅金融公庫債券を発行することができる

こととする等同公庫の業務に要する資金の調達手

段を多様化する等の必要がある。これが、この法

律案を提出する理由である。

第九十六条のうち、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項、第五項の表備考二、第七項及び第九項の改正規定中「第五項の表備考二、第七項及び第九項」を「第五項の表備考二、第七項及び第九項に並びに第十項」に改める。

第十八条並びに第十項」に改める。

二 議案の可決理由

本案は、成熟社会に向けた良質な住宅ストックの形成、維持管理及び流通の促進を図るために、同公庫が引き続き安定的に資金を融通していくための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

付することに決した。

三 附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 今後の住宅政策の展開に当たっては、公共賃貸住宅、民間賃貸住宅及び持家住宅についてバランスの取れた施策を講じ、二十一世紀にふさわしい住宅ストックの形成に努めること。

二 住宅金融公庫の新たな業務の実施に当たっては、民間金融機関との協調が図られるよう十分に配慮すること。

三 住宅金融公庫の貸付けに係る住宅の耐久性に関する基準の周知及び技術の普及に努めること。

四 住宅金融公庫の資産負債総合管理を推進するため、資金調達に当たっては、多様化した調達

理由

住宅金融公庫の行う資金の貸付けについて、住

宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に

寄与する耐火建築物等を貸付対象に加えるとともに

、一定の住宅に係る貸付金の償還期間を延長す

る。

宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に

寄与する耐火建築物等を貸付対象に加えるとともに

、一定の住宅に係る貸付金の償還期間を延長す

る。

官 報 (号 外)

手段の積極的な活用を推進すること。
六 住宅金融公庫の融資に当たっては、利用者の
利便を考慮し、その手続きの簡素化を一層推進
すること。

衆議院会議録第八号中正誤

ページ 段行 誤 正
セ 一 三 これら これら

官 報 (号 外)

平成十二年三月十六日 衆議院会議録第十二号

第一種郵便物認可印

発行所
二 東京一 番 大四 藏 省 印 刷 局
都五 港區虎 ノ門二 四四五 丁目
電 話
03 (3587) 4294
定 価
本体 130円